

令和8年4月12日執行
浅口市長及び浅口市議会議員選挙

候補者のしおり

浅口市選挙管理委員会

ま え が き

- 1 このしおりは、令和8年4月12日執行の浅口市長選挙及び浅口市議会議員選挙に立候補される方の参考用に作成したものです。
- 2 内容は、主として立候補の届出の手続き、選挙運動の制限等について、特に注意しなければならない事項について説明しています。
したがって、このしおりに記載された事項以外の詳細な選挙運動の制限等については、別途公職選挙法等関係法令をご参照いただくようお願いします。
- 3 このしおりは、別冊の「候補者のしおり（資料編）」、「立候補届出関係諸用紙綴」と併せてご覧ください。
- 4 このしおりは、市の長及び議員の両方の選挙について説明しています。

(凡 例)

法	……	公職選挙法(昭和25年法律第100号)
令	……	公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)
則	……	公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)
電子投票法	……	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)
法86の4①	……	公職選挙法第86条の4第1項
市 選 管	……	浅口市選挙管理委員会
諸 用 紙 綴	……	立候補届出関係諸用紙綴

目 次

I 主要日程等

- 1 任期及び任期満了日 1
- 2 選挙の主要日程 1

II 候補者となるための要件

- 1 被選挙権を有すること 3
 - (1) 次の項目のいずれにも該当すること（積極的要件） 3
 - (2) 次のいずれの項目にも該当しないこと（消極的要件） 3
- 2 立候補が禁止されている者でないこと 3
- 3 他の選挙において公職の候補者となっていないこと 4
- 4 選挙事務関係者又は立候補制限のある公務員等でないこと 4

III 立候補の届出

- 1 届出の時期と方法 5
- 2 補充立候補の届出期限 5
- 3 届出の種類 5
- 4 届 出 先 5
- 5 届出の受付 6
- 6 届出書類の事前審査 6
- 7 押印の取扱い 6
- 8 立候補届出書類 7
 - (1) 本人届出の場合 8
 - (2) 推薦届出の場合 9
- 9 立候補の届出に必要な書類の記載要領 10
 - (1) 候補者届出書（本人届出・推薦届出）の記載について 10
 - (2) 添付書類の記載について 11
- 10 立候補の届出に伴う関連諸届 14
 - (1) 関連諸届出書類 14
 - (2) 関連諸届作成上の留意事項 15

IV 立候補届出後の各種届出

1 立候補届出後の各種届出	17
2 届出書作成上の留意事項	18
3 立候補の辞退	19

V 立候補届出後に交付される資材・書類等

1 交付資材・書類等	20
2 交付資材・書類等の使用上の留意事項	21
(1) 選挙運動用自動車（船舶）表示板	21
(2) 選挙運動用拡声機表示板	21
(3) 街頭演説用標旗	21
(4) 自動車（船舶）乗車（船）用腕章	21
(5) 街頭演説用腕章	21
(6) 候補者用通常葉書使用証明書	21
(7) 選挙運動用通常葉書差出票	22
(8) 選挙運動用ビラの証紙交付票	22
(9) 新聞広告掲載証明書	22
3 交付資材・書類等の再交付について	22
4 交付資材の返還について	22

VI 選挙運動

1 選挙運動の期間	23
2 事前運動の禁止	23
3 選挙運動を禁止（制限）される者	24
4 選挙事務所	24
5 休憩所等の禁止	25
6 戸別訪問の禁止	25
7 署名運動の禁止	26
8 人気投票の公表の禁止	26
9 飲食物の提供の禁止	26
10 気勢を張る行為の禁止	27

11	連呼行為の禁止	27
12	選挙運動用自動車（船舶）	28
13	選挙運動用拡声機	29
14	文書図画による選挙運動（インターネット等を利用する方法を除く）	29
15	選挙運動用通常葉書	30
16	選挙運動用ビラ	31
17	インターネット等を利用する方法	32
18	選挙運動用ポスター	35
19	新聞広告	37
20	個人演説会	38
21	街頭演説	39
22	連呼行為、街頭演説における静穏の保持	40
◎	選挙運動期間中における政治活動の制限	40
◎	候補者及び後援団体の政治活動用ポスターの撤去	41
◎	選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去	41
Ⅶ 寄附の禁止		
1	特定の寄附の禁止	43
2	公職の候補者等の寄附の禁止	43
3	公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止	44
4	公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	45
5	後援団体に関する寄附等の禁止	45
6	会社等の寄附の制限	46
7	公職の候補者等の政治活動に関する寄附の禁止	46
8	外国人等からの寄附の受領の禁止	46
9	匿名の寄附の禁止	46
10	寄附の量的制限等	47
Ⅷ 選挙運動員、事務員等、労務者に対する実費弁償、報酬の支給について		
1	実費弁償	48
2	報酬	48

3	選挙運動に従事する者（いわゆる選挙運動員）に対して 支給することができる実費弁償	48
4	選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び 要約筆記者に対して支給することができる実費弁償及び報酬	49
5	選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる 実費弁償及び報酬	50

IX 出納責任者及び選挙運動費用収支報告等

1	出納責任者の選任	52
2	出納責任者の解任及び辞任	52
3	出納責任者の選任（異動）の届出	52
4	出納責任者の職務代行	53
5	出納責任者の支出権限等	53
6	会計帳簿の備付及び記載	53
7	明細書の提出	54
8	領収書の徴収	54
9	出納責任者の事務引継	54
10	帳簿及び書類の保存	54
11	候補者1人当たりの選挙運動費用の制限額	54
12	選挙運動費用に算入されない支出	55
13	選挙運動に関する収支報告書の提出	55

X 選挙終了後の手続等

1	当選人	60
2	選挙期日後のあいさつ行為の制限	60
3	交付資材の返還	60
4	選挙運動に関する収支報告書の提出	61
5	供託物の取扱い	61

I 主要日程等

1 任期及び任期満了日

区 分	定数	任 期	任 期 満 了 日
浅 口 市 長	1	4 年	令和8年4月22日
浅口市議会議員	16	4 年	令和8年4月22日

2 選挙の主要日程

期 日	事 項	場 所
3月6日(金)	立候補予定者説明会 【時間】午後2時から	浅口市 健康福祉センター 2階研修室
3月27日(金)	立候補届出関係書類事前審査 【時間】午前9時 ～午後5時	浅口市役所 3階第1会議室
4月5日(日)	選挙期日の告示	
	立候補届出受付開始 【時間】午前8時30分から	浅口市役所 3階第1会議室
	選挙運動開始	
	立候補届出(辞退)期限 【時間】午後5時まで	浅口市役所 3階第1会議室
	氏名等掲示のくじ 【時間】午後5時15分から	浅口市役所 3階第1会議室
4月9日(木)	選挙立会人届出最終日 【時間】午後5時まで	
	補充立候補届出最終日 【時間】午後5時まで	
	選挙立会人決定のくじ 【時間】午後5時15分から	浅口市役所 3階第1会議室

期 日	事 項	場 所
4月10日(金)	選挙立会人説明会 【時間】午後7時から	浅口市役所 3階第1会議室
4月12日(日)	選挙の期日(投票) 【時間】午前7時～午後6時	市内22投票所
	選挙会(開票) 【時間】午後8時から	浅口市 天草公園体育館
4月14日(火)	当選証書付与式 【時間】午前10時から	浅口市役所 3階第1会議室
4月27日(月)	選挙運動費用収支報告書の提出期限 選挙運動用資材の返還期限	浅口市役所 2階選管事務局
4月28日(火)	供託金返還請求の受付開始	浅口市役所 2階選管事務局

II 候補者となるための要件

1 被選挙権を有すること

この選挙に立候補するためには、次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たした被選挙権が必要となります。

(1) 次の項目のいずれにも該当すること（積極的要件）（法10）

ア 日本国民であること。

イ 年齢が満25歳（選挙の期日で算定）以上の者（平成13年4月13日以前の出生者）であること。

ウ 議会議員選挙の場合は、浅口市議会議員選挙の選挙権を有すること。

(2) 次のいずれの項目にも該当しないこと（消極的要件）（法11, 11の2, 86の8）

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

ウ 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条（収賄、受託収賄及び事前収賄）、第197条の2（第三者供賄）、第197条の3（加重収賄及び事後収賄）若しくは第197条の4（あっせん収賄）の罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条（公職者あっせん利得）の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

なお、平成11年9月2日以降にした行為により、これら収賄罪等の罪で刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者で、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から更に5年間被選挙権を有しないこととされています。

エ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

オ 法第252条、電子投票法第17条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者

2 立候補が禁止されている者でないこと（法86の8②, 251の2, 251の3）

いわゆる連座制の適用により、この選挙について5年間の立候補制限を受けている者は、この選挙の候補者となることはできません。

3 他の選挙において公職の候補者となっていないこと（法87①）

他の選挙において公職の候補者となった者は、同時にこの選挙の候補者となることはできません。

4 選挙事務関係者又は立候補制限のある公務員等でないこと（法88, 89, 90）

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内で候補者となることはできません。

また、国家公務員又は地方公務員等は、一部の例外を除いて、現職のまま候補者となることはできません。もし、これらの者が候補者となったときは、直ちに公務員を辞したものとみなされます。

Ⅲ 立候補の届出

1 届出の時期と方法（法86の4①②, 270①）

立候補の届出は、選挙の期日の告示日（4月5日）の午前8時30分から午後5時までの間に、選挙長に対して、郵便等によることなく、直接文書でなければなりません。

2 補充立候補の届出期限（法86の4⑤⑥⑦⑧, 270①）

上記の届出のあった候補者の数が定数を超える場合において、その届出締切後、当該候補者が死亡し又は当該候補者が候補者たることを辞したものとみなされたときは、その選挙の期日前3日（4月9日）の午後5時までの間は、補充立候補の届出をすることができます。

また、長の選挙について、候補者（補充立候補者を含む）が2人以上ある場合において、選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し、又は当該候補者が候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が1人となったときは、その選挙の期日は5日間延期されます。この場合においては、その延期した旨の告示日から延期による選挙の期日前3日の午後5時までの間は、補充立候補の届出をすることができます。

3 届出の種類（法86の4①②）

立候補の届出には、本人届出及び推薦届出の2種類の方法があります。

(1) 本人届出 候補者となろうとする本人による届出

(2) 推薦届出 候補者を推薦しようとする者が、本人の承諾を得て行う届出

なお、推薦しようとする者は、本市の選挙人名簿に登録されている必要があります。

4 届出先

届出先は、「選挙長」です。

選挙長は、市選管が選任し、その氏名は、選挙の期日の告示日（4月5日）に、告示します。

なお、選挙長予定者は次のとおりです。

【参考】 選挙長予定者氏名 川上 弘道

5 届出の受付

立候補の届出の受付は、選挙の期日の告示日（4月5日）の午前8時30分から午後5時までの間、浅口市役所3階会議室で行われます。

受付は、告示日（4月5日）の受付開始時刻（午前8時30分）までに立候補届出受付場所に到着した者については、くじにより定めた順序により行います。午前8時30分以降に到着した者については、到着順に行います。（資料編33頁参照）

なお、立候補届出等の受付事務は、告示日（4月5日）は浅口市役所3階会議室で、4月6日以降は浅口市役所1階の市選管事務局で行います。

6 届出書類の事前審査

立候補届出書類は、記載事項に誤りや不備等があると受理されなかったり、場合によっては後で無効となることもありますので、市選管で事前に審査することとしています。

事前審査の日程は、3月27日です。（1頁参照）

このときに、立候補の届出に必要な全ての書類及び届出者の印鑑（推薦届出の場合は、届出者全員及び候補者の印鑑）を持参してください。可能であれば届出書類に使用した印鑑は、事前審査終了後、関係書類と一緒に封筒に封印させていただく予定です。つきましては、4月5日の立候補届出受付終了後まで、この印鑑が使用できなくなりますので、あらかじめご了承ください。（印鑑の持参については、届出書類に印鑑を用いない場合は不要です。7参照。）

7 押印の取扱い

(1) 立候補届出に必要な書類には、これまで一律に書面への記名押印を求めていたところですが、令和2年の公職選挙法施行規則の改正により、押印によらず、本人確認書類の提示、署名等により、書類の真正性を確認することが可能となりました。

(2) 記名押印又は届出者本人の署名のない場合には、次のア又はイにより本人確認を行いますので、ご留意願います。特に、選挙事務所スタッフ等の代理人が書類を提出する場合には、委任状の提示又は提出が必要な点にご注意ください。

ア 届出等の名義人（候補者、政党その他の政治団体の代表者、出納責任者 等）の本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証等。以下同じ。）の提示又は提出

イ 代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出

(3) 立候補届出書等に記名押印をする場合は、候補者届出書に押印した印鑑（本人届出の場合は候補者の印鑑、推薦届出の場合は推薦届出者全員の印鑑と候補者の印鑑）を必ず持参するようにしてください。（印鑑がないと記載事項の訂正等を

することができなかつたり、届出が遅れることがあります。)

また、届出に使用した印鑑は、紛失等の事故のないよう責任者が厳重に保管してください。

- (4) 「候補者のしおり（資料編）」に掲載している書類の作成例は記名押印による場合を想定して作成していますので、ご注意ください。

8 立候補届出書類

立候補の届出に必要な書類等は次のとおりです。

これらの用紙のうち、主なものは、別添の「立候補届出関係諸用紙綴」に取りまとめてあります。

なお、これらの用紙には、若干の余部も含まれていますが、不足する場合等は、市選管に申し出てください。また、複写して使用しても差し支えありません。

(1) 本人届出の場合

(法86の4①)

本人届出に必要な書類は次のとおりで、各1部を選挙長に提出します。

立候補届出書類一覧（本人届出）

書 類 名	諸用紙綴	備 考
候補者届出書（本人届出）	1～2	(9 (1) 参照) (法86の4①)
供 託 証 明 書	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供託をしたことを証明する書面。 ・ 法務局で交付される。 (9 (2) ア参照) (法86の4④, 92, 令89②)
(候補者となることができない者でない旨の) 宣 誓 書	3～4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者となろうとする者が、公職の候補者となることができない者でないことを誓う旨の文書。 (9 (2) イ参照) (法86の4④)
所 属 党 派 証 明 書	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者となろうとする者が、候補者届出書（本人届出）に記載されている政党その他の政治団体に所属していることを証明する書面。 ・ 無所属の場合は不要。 (9 (2) ウ参照) (法86の4④)
戸 籍 の 謄 本 又 は 抄 本	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者となろうとする者のもの1通。 ・ 最近（3か月以内）のもの。 (9 (2) エ参照) (法86の4④, 令89②)
通 称 認 定 申 請 書	5～6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者となろうとする者が、通称使用を希望する場合のみ必要。 (9 (2) オ参照) (令89⑤ (令88⑧の準用))
委 任 状	7～8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人が立候補の届出書を提出し、かつ、書類に署名又は押印がない場合のみ必要。(7 (2) 及び9 (2) カ参照)

(2) 推薦届出の場合

(法86の4②) (必要な場合は別途用意します。)

推薦届出に必要な書類は次のとおりで、各1部を選挙長に提出します。

立候補届出書類一覧 (推薦届出)

書 類 名	諸用紙綴	備 考
候補者届出書 (推薦届出)	別途交付	(9 (1) 参照) (法86の4②)
候補者推薦届出承諾書	別途交付	・あて名は、推薦届出者全員を記載。 (法86の4④, 令89②)
選挙人名簿登録証明書	—	・推薦届出者が、本市の選挙人名簿に登録されていることを証明する書面。 ・本市の選挙人名簿に登録されていないと推薦届出者になることはできない。 ・市選管で発行。(法86の4④, 令89②)
供 託 証 明 書	—	・供託をしたことを証明する書面。 ・法務局で交付される。 (9 (2) ア参照) (法86の4④, 92, 令89②)
(候補者となることができない者でない旨の) 宣誓書	3~4	・候補者となろうとする者が、公職の候補者となることができない者でないことを誓う旨の文書。 (9 (2) イ参照) (法86の4④)
所属党派証明書	—	・候補者となろうとする者が、候補者届出書 (推薦届出) に記載されている政党その他の政治団体に所属していることを証明する書面。 ・無所属の場合は不要。 (9 (2) ウ参照) (法86の4④)
戸籍の謄本又は抄本	—	・候補者となろうとする者のもの1通。 ・最近 (3か月以内) のもの。 (9 (2) エ参照) (法86の4④, 令89②)
通称認定申請書	5~6	・候補者となろうとする者が、通称使用を希望する場合のみ必要。 (9 (2) オ参照) (令89⑤ (令88⑧の準用))
委任状	7~8	・代理人が立候補の届出書を提出し、かつ、書面に署名又は押印がない場合のみ必要。 (7 (2) 及び9 (2) カ参照)

9 立候補の届出に必要な書類の記載要領

立候補の届出に必要な書類の記載に当たっては、各様式の備考等に注意して、所定の事項を正確に記載してください。

文字は、楷書で丁寧に記載してください。

なお、不要な文字を抹消したり、記載事項を訂正したりするときは、二重線を引き、その上に各届出者の印鑑を押印するか、各届出者又はその代理人が署名してください。

(1) 候補者届出書(本人届出・推薦届出)の記載について(法86の4③, 則第19号様式, 則第19号様式の2) (記載例は「候補者のしおり(資料編)」を参照)

ア 「候補者」欄

候補者の「氏名」は、必ず戸籍簿に記載されている氏名(以下「戸籍名」という。)を書いてください。

記載に当たっては、添付する戸籍謄本(抄本)とよく照合してください。

なお、(2)オで述べる通称認定の申請を行う場合においても、「候補者」欄の氏名は、戸籍名を記載してください。

○常用漢字等への更正

戸籍名に用いられている漢字のうち、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)及び人名用漢字別表(戸籍法施行規則別表第2)に掲げられている文字に対応するものがあれば、戸籍上の氏名の漢字をこれらの表の相当する文字に更正することは、法務省においても氏名の変更には当たらない例外措置として取り扱われていますので、候補者届出書においても、これらの文字を記載する場合には、戸籍名と同様に取り扱われます。

(例えば、濱→浜、澤→沢、榮→栄、廣→広、瀧→滝)

○誤字、俗字の更正

戸籍名に用いられている文字が、誤字、俗字である場合において、これを正字に更正することは、その文字が誤字俗字・正字一覧表(平成16年10月14日民1第2842号民事局長通達別添)において誤字俗字に区分されている場合、又は誤字、俗字であることが明らかである場合は、候補者届出書に戸籍簿に記載された誤字、俗字の氏名に代えて、正字による氏名の届出は差し支えなく、戸籍名と同様に取り扱われます。

イ 「本籍」「住所」「生年月日」欄

被選挙権の有無を判定するために必要ですので、正確に記載してください。

「本籍」「住所」は、「〇〇県(都道府)〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇字(町)〇〇〇番地(〇〇番〇〇号)」と記載してください。(ハイフン「-」は使用しない)

「本籍」「生年月日」は、添付する戸籍謄本(抄本)とよく照合してください。年齢は、選挙期日(4月12日)現在の満年齢を記載してください。

ウ 「党派」欄

政党その他の政治団体に属する候補者として届け出る場合には、所属する政党その他の政治団体の名称を1つだけ記載してください。

この名称は、候補者届出書に添付する「所属党派証明書」を発行した政党その他の政治団体の名称と一致しなければなりません。

また、政党その他の政治団体の名称が字数20を超えるときには、字数20以内の略称を併せて記載しなければなりません。

なお、政党その他の政治団体に所属しない者として届け出るときは、「無所属」と記載してください。（単に推薦や支持を受けている団体は、「所属する政党その他の政治団体」には含まれません。）

エ 「職業」欄

主として生計を立てている職業をできる限り詳細に記載してください。

兼職を禁止されている職業はこちらには記載せず、下記カの欄に記載してください。

当該兼職を禁止されている職のみに就いている場合は、当該欄には無職と記載してください。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2又は第142条に規定する本市との請負関係にある者等（議員であって個人による請負の場合、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が300万円を超えない者を除く。）については、その旨を記載しなければなりません。

なお、2以上の職業を記載した場合は、立候補届出の告示に使用する職業を必ず指定してください。

オ 「一のウェブサイト等のアドレス」欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するためにウェブサイト等を利用する場合は、そのアドレスを1つ記載することができます。このアドレスは立候補届出の受理以降、周知されますので正確に記載してください。

カ 「当該選挙に係る議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄

兼職を禁止されている職にある者は、必ずその職名を記載してください。

キ 候補者届出書（推薦届出）の「推薦届出者」欄

推薦届出をしようとする者全員の住所、氏名及び生年月日を記載してください。

推薦届出者の数については、制限はありません。

(2) 添付書類の記載について

ア 供託証明書（法86の4④, 92, 令89②）

(ア) 供託金額 市長選挙 1,000,000円

市議会議員選挙 300,000円

供託は、現金又はこれに相当する額面の国債証書によってしなければなりません。

せん。なお、国債証書には、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（振替国債）が含まれることとなっています。この振替国債により供託する場合は、事前に法務局にお問い合わせください。

(イ) 供託者名義

本人届出の場合 候補者本人（戸籍名）

推薦届出の場合 推薦届出者（戸籍名）

（推薦届出者が2人以上ある場合は、そのいずれか1人の名義でよい。）

供託者名義は、上記のとおり限定されており、本人届出の場合に本人以外の第三者が行った供託に係る供託証明書、また、推薦届出の場合に候補者本人が行った供託に係る供託証明書は、いずれも立候補の届出に使用することはできません。

(ウ) その他

本人届出、推薦届出の別を問わず、供託証明書には、候補者の戸籍名が記載されていなければなりません。ただし、住所については、候補者届出書に記載した住所を記入してください。（本籍地ではありません。）

選挙の期日の告示前であっても供託することができますので、できるだけ早く手続をしてください。

なお、供託は、法務局等で手続（オンライン手続もできます。）をすることになっていますので、その手続及び記載要領の詳細については、法務局にお尋ねください。

岡山地方法務局 笠岡支局 〒714-0098 笠岡市十一番町3番地2 電話番号 0865-62-5295
--

イ 宣誓書（法86の4④, 則第19号様式の3）

候補者となろうとする者が、法第9条第2項（*市議用の様式のみ）、法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2又は第251条の3の規定により公職の候補者となることができない者でないことを、候補者となるべき者本人が誓う旨の宣誓書です。

ウ 所属党派証明書（法86の4④, 則第19号様式の4）

候補者届出書の「党派」欄に、政党その他の政治団体の名称を記載して届け出る場合にのみ、この証明書を添付する必要があります。

この証明書は、それぞれの政党その他の政治団体の正規の発行権者が発行した証明書でなければなりません。

「無所属」として届け出る場合は必要ありません。

エ 候補者の戸籍の謄本又は抄本（法86の4④, 令89②）

最近（3か月以内）に発行されたものがが必要です。

オ 通称認定申請書（令89⑤(令88⑧の準用), 則第19号様式の5)

(ア) 候補者届出書に記載する候補者の氏名は、前述のとおり戸籍名でなければなりません。立候補届出等の告示、新聞広告、投票記載所等の氏名の掲示に、候補者の戸籍名に代えて通称を使用したい場合には、選挙長に対して、通称認定の申請を行い、その認定を受ける必要があります。

(イ) ここでいう「通称」とは、戸籍名以外の呼称で、戸籍名に代わるものとして広く通用しているものをいいます。

(ウ) 通称認定の申請をする場合は、立候補の届出と同時に、「通称認定申請書」を提出しなければなりません。

なお、通称の認定を受けるに当たって、戸籍名以外の呼称が通称であることを挙証する責任は候補者側にあります。

したがって、通称認定申請書を提出する際は、選挙長に対して、その呼称が戸籍名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証明する資料を提示する必要があります。

(エ) 一般の通称のほか、漢字の戸籍名を仮名書きにする場合も通称使用に当たるとされ、認定を受ける必要があります。ただし、この場合は、説明及び証明する資料の提示は必要ありません。

(オ) 選挙長から通称の認定を受けた場合には、立候補届出等の告示及び投票記載所等の氏名の掲示には、通称が使用されます。

また、新聞広告に使用する氏名は、認定を受けた通称のみしか使用することができなくなります。

カ 委任状（参考様式）

代理人が立候補の届出書を提出し、かつ、書類に届出の名義人の署名又は押印がない場合のみ提出してください（代理人の本人確認書類の提示又は提出も必要です。）。

また、複数の者が代理する場合は、各人のものを提出してください。

10 立候補の届出に伴う関連諸届

(1) 関連諸届出書類

立候補の届出に伴って、次のような関連諸届を提出する必要があります。各1部を市選管に提出してください。

いずれの届出も、所定の事項を正確に記載してください。文字は、楷書で丁寧に記載してください。

なお、不要な文字を抹消したり、記載事項を訂正するときは、二重線を引き、その上に各届出者の印鑑を押印するか、各届出者又はその代理人が署名してください。

関連諸届に必要な書類（本人届出・推薦届出）

書類名	諸用紙綴	備考
選挙事務所設置 （異動）届	9～12※	・選挙事務所の設置・異動（移転又は廃止）後、直ちに提出。 （2）ア参照
選挙事務所設置 （異動）承諾書	別途交付	[推薦届出の場合のみ] ・推薦届出（代表）者が選挙事務所を設置・異動（移転又は廃止）する場合に、それを候補者が承諾したことを証する書面。 ・上記の届に添えて提出。 （2）ア参照
推薦届出代表者 証明書	別途交付	[推薦届出の場合のみ] ・推薦届出者が2人以上の場合に、その代表者となる者を記載して提出。 （2）ア、イ参照
出納責任者選任届	13～14※	・出納責任者の選任後、直ちに提出。（2）イ参照
出納責任者異動届	15～16※	・出納責任者の異動後、直ちに提出。（2）イ参照
出納責任者選任 （異動）承諾書	別途交付	[推薦届出の場合のみ] ・推薦届出（代表）者が出納責任者を選任（異動）する場合に、それを候補者が承諾したことを証する書面。 ・上記の届に添えて提出。 （2）イ参照
報酬支給者届出書	17～20	・報酬支給者（事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者）を使用する場合に、事前に提出。 （2）ウ参照
候補者連絡場所に関する調	21～22	・立候補届出の際、市選管との連絡用の場所を記載して提出。 （2）エ参照

（推薦届出の場合、※印の様式は別途交付するものを使用してください）

(2) 関連諸届作成上の留意事項

ア 選挙事務所設置（異動）届（法130, 131, 令108）

(ア) 選挙事務所を設置した場合

選挙事務所を設置したときは、「選挙事務所設置（異動）届」を、直ちに提出しなければなりません。

なお、「選挙事務所設置（異動）届」の「（異動）」の部分を抹消して作成してください。

届出者には、候補者が設置したときは、候補者を記載してください。推薦届出の場合において推薦届出者（推薦届出者が数人あるときは、その代表者に限る。）が設置したときは、その者を記載してください。

なお、推薦届出（代表）者が設置したときは、次の書類を添付してください。

○選挙事務所設置承諾書

「選挙事務所設置（異動）承諾書」の「（異動）」の部分を抹消して作成してください。

○推薦届出代表者証明書（推薦届出者が2人以上の場合のみ）

(イ) 選挙事務所を異動した場合

選挙事務所を移転又は廃止（閉鎖）したときは、「選挙事務所設置（異動）届」を、直ちに提出しなければなりません。

「選挙事務所設置（異動）届」により、(ア)に準じて届を作成してください。

設置者が推薦届出（代表）者であるときに添付する書類も(ア)と同様です。

なお、選挙事務所の移動（廃止に伴う設置を含む。）は、1日1回に限られています。

市選管から閉鎖を命じられたり、立候補を辞退した結果廃止したときは、届出をする必要がありません。

イ 出納責任者選任届、出納責任者異動届

(ア) 出納責任者の選任（法180）

「出納責任者」は、候補者の選挙運動の収支について、一切の責任を負うべき者であり、出納責任者でなければ選挙運動に関し支出を行うことができません。（52頁参照）

したがって、候補者又は推薦届出（代表）者は、出納責任者を選任し、候補者届出書の提出と同時に、「出納責任者選任届」を提出しなければなりません。

なお、推薦届出（代表）者が選任した場合には、次の書類を添付してください。

○出納責任者選任承諾書

○推薦届出代表者証明書（推薦届出者が2人以上の場合のみ）

(イ) 出納責任者を異動した場合（法182）

出納責任者に異動があった場合は、直ちに、「出納責任者異動届」を提出しなければなりません。

添付する書類等については、52頁を参照してください。

ウ 報酬支給者届出書（法197の2②⑤, 令129③④⑦⑧⑨）

「選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車（船舶）の上での選挙運動のために使用する者（車上運動員＝いわゆるウグイス嬢等）、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者」（以下「事務員等」という。）として雇用された者には報酬を支給することができますが、報酬を支給することができる事務員等は、候補者がこの届出書によってあらかじめ市選管に届け出た者に限られます。

この事務員等の数は、長の選挙の場合1日12人以内、議会議員の選挙の場合1日9人以内となっています。

また、選挙運動期間中、日によって異なる者を、この事務員等として使用する場合は、長の選挙の場合総計60人、議会議員の選挙の場合総計45人を超えることはできません。

（注）事務員等に支給することのできる報酬及び実費弁償の額等については、48～51頁を参照してください。

エ 候補者連絡場所に関する調

立候補の届出の際に、必要事項を正確に記載して提出してください。

IV 立候補届出後の各種届出 (公営費関係を除く)

1 立候補届出後の各種届出

立候補の届出の後、候補者が必要に応じて行う届出等には、次のようなものがあります。

立候補届出後の各種届出等一覧

書類名	諸用紙綴	備考
選挙立会人となるべき者の届出書（承諾書）	23～24	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙立会人の届出をする場合に、選挙期日3日前（4月9日）までに、候補者が選挙長に提出。 （2(1)参照）（法62, 76, 令69, 82）
選挙運動用ビラ届出書	25～26	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用ビラを頒布しようとする場合に、ビラ見本を添えて事前に市選管に提出。 （2(2)参照）（法142）
個人演説会開催申出書	27～29	<ul style="list-style-type: none"> ・公営施設で個人演説会を開催しようとする場合に、開催期日前2日までに、候補者が市選管に提出。 （2(3)参照）（法163, 令112）
選挙運動費用収支報告書	30～49	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について記載。 ・選挙期日から15日以内（4月27日まで）に、出納責任者が市選管に提出。 ・その後は、収入及び支出の日から7日以内に提出。 （2(4)参照）（法189）
領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	50～52	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書に添付すべき領収書等を徴し難い事情があったときに、領収書等に代えて提出。 （2(4)参照）（法189）

振込明細書に係る 支出目的書	53～55	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書に添付すべき領収書等を徴し難い事情があったときに、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものの写しがある場合は、領収書に代えて添付して提出することができる。 (2(4)参照) (法189) ・ここでいう振込みの明細書に支出の目的が記載されているときは、振込明細書に係る支出目的書の提出は不要。 (則23)
出納責任者職務代行開始届	別途交付	<ul style="list-style-type: none"> ・出納責任者に事故があるとき又は欠けたときに、職務を代行する者(候補者又は推薦届出者)が市選管に提出。 (2(5)参照) (法183③④)
出納責任者職務代行終止届	別途交付	<ul style="list-style-type: none"> ・出納責任者の職務代行が終了したときに、職務を代行した者が市選管に提出。 (2(5)参照) (法183④)
候補者届出事項異動届	別途交付	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者届出書の記載事項に異動を生じた場合に、直ちに、候補者又は推薦届出者が選挙長に提出。 (2(6)参照) (令89⑥)
候補者辞退届出書	別途交付	<ul style="list-style-type: none"> ・立候補の届出をした候補者が翻意して候補者たることを辞退しようとする場合に、候補者が選挙長に提出。 (3参照) (法86の4⑩, 93②, 令89⑦)

2 届出書作成上の留意事項

(1) 選挙立会人となるべき者の届出書(承諾書) (法62, 76, 令69, 82)

候補者は、本市の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者1人を定め、選挙期日の3日前(4月9日)の午後5時までに、選挙長に届け出ることができます。(資料編36頁参照)

「承諾書」欄に、選挙立会人となるべき者が承諾した旨の記載が必要です。

(2) 選挙運動用ビラ届出書 (法142)

選挙運動用ビラを頒布しようとするときは、ビラ見本を添えて事前に市選管に届け出る必要があります。

選挙運動用ビラについては、31頁を参照してください。

(3) 個人演説会開催申出書 (法163, 令112)

公営施設を使用して、個人演説会を開催しようとするときは、開催期日の2日前の午後5時までに、申出書を市選管に提出しなければなりません。

個人演説会については、38頁を参照してください。

(4) 選挙運動費用収支報告書等 (法189)

選挙運動費用収支報告書、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書については、52～59頁を参照してください。

(5) 出納責任者職務代行開始届等 (法183)

出納責任者職務代行開始届及び出納責任者職務代行終止届については、53頁を参照してください。

(6) 候補者届出事項異動届 (令89⑥)

候補者届出書の記載事項に異動を生じた場合は、候補者又は推薦届出者は、直ちにその旨を文書で選挙長に届け出なければなりません。

3 立候補の辞退 (法86の4⑩, 93②, 令89⑦)

立候補の届出をした候補者が、翻意して候補者たることを辞退しようとする場合は、候補者が、選挙長に文書でその旨を届け出なければなりません。

立候補を辞退することができるのは、立候補の届出の日(4月5日)の午後5時までです。

立候補の辞退は、候補者のみが行うことができ、推薦届出の場合であっても、候補者本人が届け出ないもの(例えば、推薦届出者が辞退の届出をする場合等)は、無効です。

なお、候補者を辞退し又は辞退したものとみなされた場合は、供託金は没収されません。

Ⅴ 立候補届出後に交付される 資材・書類等

1 交付資材・書類等

立候補の届出の後、候補者に交付される資材及び書類等は次のとおりで、選挙長又は市選管から交付されます。

交付資材・書類等一覧

交 付 資 材 ・ 書 類 名	数 量		交 付 者
(1) 選挙運動用自動車（船舶）表示板	1		市 選 管
(2) 選挙運動用拡声機表示板	1		市 選 管
(3) 街頭演説用標旗	1		市 選 管
(4) 自動車（船舶）乗車（船）用腕章	4		市 選 管
(5) 街頭演説用腕章	11		市 選 管
(6) 候補者用通常葉書使用証明書	1		選 挙 長
(7) 選挙運動用通常葉書差出票 ※	市 長	40	選 挙 長
	市議会議員	10	
(8) 選挙運動用ビラの証紙交付票	1		市 選 管
(9) 新聞広告掲載証明書	2		選 挙 長

※ 1枚で200通まで使用できます。

ア 立候補の届出の際、資材等を受領したときは、受領書の一覧表と対照して、その種類と数量を点検してください。

数量等に不足や重複、不備等があったときは、直ちに交付した係員に申し出てください。

イ 資材等には、再交付できないものもありますので、紛失、盗難又はき損のないよう取扱いや保管に注意してください。

2 交付資材・書類等の使用上の留意事項

(1) 選挙運動用自動車（船舶）表示板（法141⑤）

選挙運動用自動車（船舶）表示板は、自動車にあつては冷却器の前面、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に、常時掲示しておかなければなりません。

（注）選挙運動用自動車（船舶）については、28頁を参照してください。

(2) 選挙運動用拡声機表示板（法141⑤）

選挙運動用拡声機表示板は、主として選挙運動のために使用する拡声機の送話口の下部等外部から見やすい箇所に常時掲示しておかなければなりません。

（注）選挙運動用拡声機については、29頁を参照してください。

(3) 街頭演説用標旗（法164の5）

街頭演説用標旗は、街頭演説（屋内から街頭に向かってする演説を含む。）をするときに、必ず掲示しておかなければなりません。

（注）街頭演説については、39頁を参照してください。

(4) 自動車（船舶）乗車（船）用腕章（法141の2, 164の7）

選挙運動用自動車（船舶）に乗車（船）する者は、候補者、運転手（1人に限る。）及び船員を除き、4人を越えることができません。

また、自動車（船舶）乗車（船）中は、この腕章を着用しておかなければなりません。（候補者、運転手及び船員を除く。）

なお、自動車（船舶）乗車（船）用腕章を着用している者は、街頭演説において選挙運動に従事することができます。

(5) 街頭演説用腕章（法164の7）

街頭演説において選挙運動に従事する者は、街頭演説用腕章を着用しなければなりません。ただし、(4)の自動車（船舶）乗車（船）用腕章を着用している者については、その必要はありません。

なお、街頭演説において選挙運動に従事できる人数は、候補者及び運転手（又は船員）を除き、15人以内に限られます。

(6) 候補者用通常葉書使用証明書（法142①⑤, 令109の5, 公職選挙郵便規則（昭和25年郵政省令第4号））

候補者は、選挙運動用通常葉書（市長選挙8,000枚以内、市議会議員選挙2,000枚以内）を頒布することができます。この選挙運動用通常葉書には、日本郵便株式会社笠岡郵便局で、選挙用である旨の表示を受けなければなりません。

選挙用の表示のしてある葉書の無料交付を受けようとするときは、この候補者用通常葉書使用証明書を、日本郵便株式会社笠岡郵便局に提示する必要があります。

また、手持ちの私製葉書を使用しようとするときも、この証明書を日本郵便株式会社笠岡郵便局に提示して、選挙用である旨の表示を受けなければなりません。

(注) 選挙運動用通常葉書については、30頁を参照してください。

(7) 選挙運動用通常葉書差出票 (公職選挙郵便規則)

選挙運動用通常葉書差出票は、選挙運動用通常葉書を発送しようとするときに、日本郵便株式会社笠岡郵便局に葉書とともに必ず差し出さなければなりません。

なお、選挙運動用通常葉書は、日本郵便株式会社笠岡郵便局のみの取扱いとなります。また、ポストに投入しないように注意してください。

(8) 選挙運動用ビラの証紙交付票 (法142①, ⑦)

候補者は、市選管に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラ(市長選挙16,000枚以内、市議会議員選挙4,000枚以内)を頒布することができますが、ビラには市選管が交付する選挙運動用ビラ証紙を貼らなければなりません。

この交付票は、市選管から選挙運動用ビラ証紙の交付を受けようとする際に提示してください。

(注) 選挙運動用ビラについては、31頁を参照してください。

(9) 新聞広告掲載証明書 (法149④)

候補者は、選挙運動の期間中、新聞に2回を限度として有料で選挙に関して広告を掲載することができますが、新聞広告をしようとするときは、掲載を希望する新聞社等に広告原稿とともに、この新聞広告掲載証明書を提出してください。

なお、通称の認定を受けているときは、必ず通称を用いてください。

(注) 新聞広告については、37頁を参照してください。

3 交付資材・書類等の再交付について

交付資材・書類等は、そのほとんどが、選挙運動期間を通じて使用するものであり、原則として再交付することができないので、紛失、き損等のないよう取扱いや保管には十分な注意が必要です。

選挙運動用自動車(船舶)表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、自動車(船舶)乗車(船)用腕章及び街頭演説用腕章については、盗難され、紛失し、又はき損した場合、例外的に再交付しますが、再交付を受けようとするときは、その理由書を添えて、市選管に文書で申請してください。き損したときは、き損した表示板等を添えてください。

なお、盗難され、又は紛失したときは、あらかじめ所轄の警察署長に盗難届又は遺失届を提出してください。

4 交付資材の返還について

選挙運動用自動車(船舶)表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、自動車(船舶)乗車(船)用腕章、街頭演説用腕章は、候補者が立候補を辞退したとき、又は選挙運動期間を経過したときは、直ちに市選管に返還してください。

VI 選 挙 運 動

「選挙運動」とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために行う直接又は間接に必要かつ有利な行為」をいうものとされています。

選挙運動の手段は、文書図画による選挙運動と言論による選挙運動の2つに大きく区分することができますが、それらにはそれぞれ法による規制があります。

主な選挙運動及びその規制の概要は、次のとおりです。

1 選挙運動の期間

選挙運動は、原則として立候補の届出が受理されてから投票日の前日まで（4月5日～4月11日）行うことができます。（法129）

「投票日の前日まで」とは、一般的に投票日の前日の午後12時までですが、街頭演説や選挙運動用自動車（船舶）の上で行う連呼行為については午後8時までしか行うことができません。（法140の2①, 164の6①）

原則として、投票当日は選挙運動は禁止されますが、例外として、次の(1)～(4)は、投票当日も許されています。

- (1) 投票所を設けた場所の入口から300メートル以上（直線）離れたところに選挙事務所を設置すること。（法132）
- (2) (1)の選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類（大きさは、縦350センチメートル以内、横100センチメートル以内）を通じて3枚以内並びにちょうちんの類（大きさは、高さ85センチメートル以内、直径45センチメートル以内）を1個掲示すること。（法143⑤⑦⑨⑩）
- (3) 選挙運動期間中に適法に掲示した選挙運動用ポスターを、そのまま掲示しておくこと。（法143⑥）
- (4) ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画をそのまま掲示しておくこと。ただし、投票日当日の更新はできません。（法142の3②）

2 事前運動の禁止

立候補届出前の選挙運動は、すべて事前運動となり、違反となります。（法129）

一方、選挙運動の準備行為と認められ、事前運動とされないものには、次のようなものがあります。

- ・選挙事務所借入れの内交渉
- ・看板を作成しておく行為
- ・選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラを印刷しておく行為
- ・選挙運動用自動車（船舶）、拡声機借入れの内交渉

- ・ 供託物を供託する行為
- ・ 選挙運動費用の調達
- ・ 政党の公認を求める行為

(注) これらの行為であっても、併せて投票獲得の意思をもって行われるときは、事前運動（選挙運動）となります。

3 選挙運動を禁止（制限）される者

(1) 選挙事務関係者の選挙運動の禁止（法135）

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内において、選挙運動をすることができません。

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(2) 特定公務員の選挙運動の禁止（法136）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官、収税官吏、徴税の吏員等は、その在職中、選挙運動をすることができません。

(3) 公務員等の地位利用による選挙運動等の禁止（法136の2）

国若しくは地方公共団体のすべての公務員（したがって、特別職も含む。）又は行政執行法人、特定地方独立行政法人若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員は、その地位を利用して選挙運動、選挙運動類似行為をすることができません。

(4) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法137）

教育者は、教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(注) (2) (3) (4) に掲げる者については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第36条、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第102条等、他の法律によって禁止されることもありますので、注意してください。

(5) 満18歳未満の者の選挙運動の禁止（法137の2）

満18歳未満の者が選挙運動に従事したり、あるいはそれらの者を選挙運動に使用することはできません。ただし、単なる労務に使用することは差し支えありません。

(6) 選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止（法137の3）

法第252条、電子投票法第17条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。

4 選挙事務所（法130, 131, 132, 143）

選挙事務所は、特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う場所です。

選挙事務所を設けたときは、直ちに市選管に届け出なければなりません。

設置できる選挙事務所の数は、候補者1人につき1箇所に限られています。

(1) 選挙事務所の表示（法143①⑦⑨⑩）

選挙事務所を表示するために、選挙事務所の所在場所において、次のものを掲示することができます。

ア（種類） ・ポスター、立札、看板及びちょうちんの類

イ（規格） ・ポスター、立札及び看板の類

縦350センチメートル以内、横100センチメートル以内

・ちょうちんの類

高さ85センチメートル以内、直径45センチメートル以内

ウ（数量） ・ポスター、立札及び看板の類 通じて3枚以内

・ちょうちんの類 1個

エ（記載内容） ・全体として選挙事務所を表示するためのものであることが必要です。選挙運動のための文書図画で、単に政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。

(2) 選挙当日の選挙事務所の設置場所の制限（法132）

選挙当日は、投票所を設けた場所の入口から直線で300メートルより内側の区域にある選挙事務所は閉鎖しておかなければなりません。（前日までに、直線で300メートル以上離れた区域に移転した場合には、異動届が必要です。）

(3) 選挙事務所の移動の制限（法131②）

選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません。

5 休憩所等の禁止（法133）

選挙運動のために選挙人や選挙運動員等が立ち寄る休憩所やその他これに類似する設備は、一切設けることができません。

6 戸別訪問の禁止（法138）

(1) 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、戸別訪問をすることはできません。

戸別訪問は「何人も」禁止され、その禁止は、候補者、選挙運動員に限られるものではありません。

「戸別訪問」とは、「連続して2戸以上の住居等につき訪問すること」とされています。

「戸別」とは、選挙人宅個々のみをいうものではなく、会社、工場等も含まれます。

2戸以上を訪問する目的を持っていた場合には、1戸を訪問しただけでも戸別訪問になります。

「連続して」とは、必ずしも戸より戸へ間断なく訪問する場合ばかりでなく、2以上の選挙人宅等を日時又は地区を異にして訪問することも含まれるとされています。

「訪問」とは、必ずしも家宅内に入ることをさすのではなく、軒下や入口で面接する場合も、また相手方が不在であっても、面会を拒絶された場合も「訪問」となります。

(2) 選挙運動のため、戸別に、演説会の開催又は演説を行うことについて告知することや、特定の候補者の氏名や政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為も戸別訪問に類似する行為として禁止されています。

(3) たまたま街頭やバス、電車の中などで出会った人に投票を依頼する行為は、戸別訪問とは異なり、「個々面接」と呼ばれ、適法な選挙運動として認められています。(ただし、事前運動となれば違法です。)

7 署名運動の禁止 (法138の2)

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人に対し、署名運動をすることはできません。

8 人気投票の公表の禁止 (法138の3)

何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。

9 飲食物の提供の禁止 (法139)

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することはできません。

(1) 「選挙運動に関し」とは、「選挙運動に関することを動機として」という意味であり、投票を依頼する目的の有無は問いません。

例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合、第三者が選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を持参する場合、選挙事務所開きに飲食物を提供する場合等は、「選挙運動に関する」ものであり禁止されます。

(2) 「飲食物」とは、料理、弁当、酒、ビール、サイダー、菓子、果物等のように、なんら加工をしなくても、そのまま飲食に供しうるものをいいます。

ただし、後述(4)に掲げる湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子等は、提供禁止の対象から除外されています。

(3) 飲食物の提供が禁止されるのは、すべての人についてであって、候補者が選挙人、選挙運動員、労務者等に提供する場合はもちろんのこと、第三者が候補者や選挙運動員に提供する場合も禁止されます。

(4) 提供することができる飲食物は、次のとおりです。

ア 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

例えば、せんべい、まんじゅう等で、いわゆる「お茶うけ」程度のものです。みかんやりんご程度の果物や漬物等も、湯茶に伴い通常用いられる程度を超えない限り、ここにいう菓子に含まれます。

酒、ビール、サイダー、サンドウィッチや高価な菓子等は、「湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子」ではないので、提供することはできません。

イ 選挙事務所における弁当の提供（法139ただし書, 197の2①, 令109の2, 129）

(ア) 立候補の届出後、投票日の前日までの間において、候補者の選挙運動に従事する者や選挙運動のために使用する労務者に対して、候補者の選挙事務所で食事をするための弁当及び携行するための弁当として、候補者の選挙事務所で渡すものだけ提供できます。

(イ) 弁当の価格は、令第109条の2の規定により市選管が定めた額（1人につき、1食1,500円、1日4,500円）を超えてはなりません。（双方の制限に従う必要があります。）

(ウ) 弁当の数は、候補者1人当たり15人分（45食）に選挙期日の告示日から投票日の前日までの日数（7日）を乗じて得た数（315食）の範囲内であれば、どのような配分によって提供しても差し支えありません。

10 氣勢を張る行為の禁止（法140）

何人も、選挙運動のために、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることはできません。

11 連呼行為の禁止（法140の2, 164の6①）

(1) 「連呼行為」とは、演説とは異なり、特定の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は演説会若しくは街頭演説のあることなど、一定の文句を短時間に連続反復して呼称することをいいます。

何人も、選挙運動のために、連呼行為をすることはできません。

(2) 例外として、個人演説会の会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所である場合並びに選挙運動のために使用する自動車（船舶）の上である場合は、認められています。いわゆる「流し連呼」もできるわけです。ただし、選挙運動用自動車（船舶）の上及び街頭演説の場所における連呼は、午前8時から午後8時までの間に限られます。

個人演説会の会場で演説の前後又はその合い間に連呼をすることは許されていますが、その会場の入口や窓から外に向かって連呼をすることはできません。

停止している選挙運動用自動車（船舶）の上から街頭演説を行う場合には、その演説の場所、すなわち自動車（船舶）の上から連呼をすることもできます。この場合、連呼をする者は、「街頭演説用腕章」又は「選挙運動用自動車（船舶）乗車（船用腕章）」を着用していなければなりません。（ただし、候補者及び運転手（一人に限る。）又は船員は不要です。）（法164の7）

(3) 連呼行為は、国又は地方公共団体の所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）や電車、バス等の交通機関及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設で行うことはできません。（法166）

(4) 連呼行為をするときは、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければなりません。（法140の2②）

12 選挙運動用自動車（船舶）（法141①⑤⑥）

(1) 主として選挙運動のために使用できる自動車（船舶）の数及び種類

候補者1人につき、1台（船舶は1隻）であり、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満のものに限られています。

(2) 選挙運動用自動車及び船舶には、市選管が交付する「選挙運動用自動車（船舶）表示板」を、自動車にあつては冷却器の前面、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に、常時掲示しておかなければなりません。（21頁参照）

(3) 選挙運動用自動車（船舶）に掲示できる文書図画（法143①⑨⑩）

ア（種類） ・ポスター、立札、看板及びちょうちんの類

イ（規格） ・ポスター、立札及び看板の類

縦273センチメートル以内、横73センチメートル以内

なお、車（船）体へ直接記載する場合は、規格内の枠を設ける必要があります。

・ちょうちんの類

高さ85センチメートル以内、直径45センチメートル以内

なお、自動車（船舶）の上に設置する看板の類について、四方を完全に囲み、中に電灯を入れると、ちょうちんの類の制限（大きさ制限等）に触れるおそれがありますので、注意してください。

ウ（数量） ・ポスター、立札及び看板の類 数の制限はありません。

・ちょうちんの類 1個

エ（記載内容） ・特に制限はありません。

なお、選挙運動用自動車に関しては、道路交通法等による乗車制限や取り付ける

文書図画についての積載制限がありますので、所轄の警察署の執務時間内に事前に検査を受けてください。（資料編33頁参照）

- (4) 選挙運動用自動車（船舶）には、候補者と運転手（1人に限る。）又は船員を除き、4人しか乗ることができません。また、乗車又は乗船中は、候補者と運転手（1人に限る。）又は船員以外の者は、市選管が交付する「自動車（船舶）乗車（船用腕章）」を着用していなければなりません。（法141の2）（21頁参照）

なお、「自動車（船舶）乗車（船用腕章）」を着用している者は、街頭演説において、選挙運動に従事することができます。（法164の7）（21頁参照）

- (5) 走行中の選挙運動用自動車（船舶）の上においては、連呼行為以外の選挙運動はできません。この連呼は、午前8時から午後8時までの間に限られます。

（法141の3, 140の2①ただし書）

- (6) 選挙運動用自動車（船舶）を停止させて演説を行うときは、必ず市選管が交付する「街頭演説用標旗」を掲示しておかなければなりません。街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限られます。（法141の3ただし書, 164の5①, 164の6①）（21頁参照）

13 選挙運動用拡声機（法141①⑤）

- (1) 主として選挙運動のために使用できる拡声機（携帯用のものを含む。）は、候補者1人につき、1揃いに限られています。ただし、個人演説会の開催中、その会場において別に1揃いを使用することは差し支えありません。

- (2) 選挙運動用拡声機には、市選管が交付する「選挙運動用拡声機表示板」を、送話口の下部等外部から見やすい箇所に常時掲示しておかなければなりません。

（21頁参照）

14 文書図画による選挙運動（インターネット等を利用する方法を除く）（法142, 143）

- (1) 文書図画による選挙運動の方法は、「頒布」と「掲示」に区分することができます。

ア 頒布できるもの

- ・ 選挙運動用通常葉書（30頁参照）
- ・ 選挙運動用ビラ（31頁参照）

イ 掲示できるもの

- ・ 選挙事務所を表示するため、その場所で使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類（25頁参照）
- ・ 選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類（28頁参照）
- ・ 候補者が使用する胸章、腕章及びたすきの類

- ・ 個人演説会の会場において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類（38頁参照）
 なお、ポスター、立札及び看板の類には、懸垂幕、プラカード、旗等も含まれます。
- ・ 選挙運動用ポスター（35頁参照）

- (2) 選挙運動のため、回覧板その他の文書図画又は看板の類を、多数の者に回覧させることは、頒布とみなされ禁止されています。
- (3) 文書図画にバーコードその他これに類する符号、いわゆるQRコード等を記載・表示した場合、当該QRコード等を読み取った際に、読み取り装置の画面上に選挙運動用文書図画と認められる内容が表示される場合には、当該QRコード等を記載・表示した文書図画自体が選挙運動用文書図画とみなされます。
 一方、当該QRコード等を読み取った際に読み取り装置の画面上に表示される事項が、公職選挙法上、文書図画に表示・記載しなければならないこととされている事項であっても、当該文書図画に記載・表示されていないものとされ、表示・記載の義務を満たすものとして取り扱われません。（法271の6①②）
- (4) 文書図画を記録した電磁的記録媒体の頒布は、当該記録された文書図画の頒布とみなされ、選挙運動用文書図画を記録したDVDやUSBメモリを頒布することは、法定外の選挙運動用文書図画を頒布する行為とみなされます。（法271の6③）

15 選挙運動用通常葉書（法142①⑤、令109の5、公職選挙郵便規則）

- (1) 候補者は、選挙運動用通常葉書を頒布することができます。その枚数は、候補者1人につき、市長選挙8,000枚以内、市議会議員選挙2,000枚以内です。
- (2) 選挙運動用葉書の入手の方法には、次の2通りの方法があります。
 - ア 選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を日本郵便株式会社笠岡郵便局に提示して、選挙用である旨の表示がしてある葉書の無料交付を受ける方法
 - イ あらかじめ調達しておいた私製葉書に、選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を添えて日本郵便株式会社笠岡郵便局に差し出し、選挙用である旨の表示を受ける方法（郵送料が無料となる。）
 なお、この場合、私製葉書を縦長に使用するときは、表面（あて名を書く方）の左上部に概ね縦7センチメートル、横3.5センチメートルのスペースを、横長に使用するときは、右上部に概ね縦3.5センチメートル、横7センチメートルのスペースを空けておいてください。ここへは、日本郵便株式会社笠岡郵便局で選挙用である旨の表示を行います。
- (3) 選挙運動用通常葉書を発送するときは、必ず、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社笠岡郵便局のゆうゆう窓口に、「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、差し出さなければなりません。

ポストに入れたり、自分で直接配達したり、路上で選挙人に直接手渡したりしてはいけません。

- (4) 選挙運動用通常葉書は、候補者が自ら使用することはもちろん、第三者に依頼して推薦状の形で使用してもらってもよいことになっています。
- (5) 選挙運動用通常葉書の記載内容については、特に制限はありません。政見の発表、投票の依頼、個人演説会の通知等に使用できます。ただし、虚偽事項、名誉毀損、利害誘導等にわたる内容を記載することはできません。
- (6) 宛先は、同一世帯内にある選挙人の連名、例えば夫婦連名で1枚の葉書を出すことは差し支えありませんが、「〇〇会社御中」とか「〇〇会社〇〇課御一同様」等と書いて出すことは、届いた先で文書を回覧することになるので許されません。
- (7) 以上のほか、別添の「選挙郵便利用のご案内」に従ってください。

16 選挙運動用ビラ（法142①⑥⑦⑧⑨, 令109の6）

- (1) 候補者は、選挙運動のためにビラを頒布することができます。

ア 頒布できるビラは2種類以内で、総枚数は市長選挙16,000枚以内、市議会議員選挙4,000枚以内です。

イ ビラの規格は、A4判（長さ29.7センチメートル、幅21.0センチメートル）以内です。

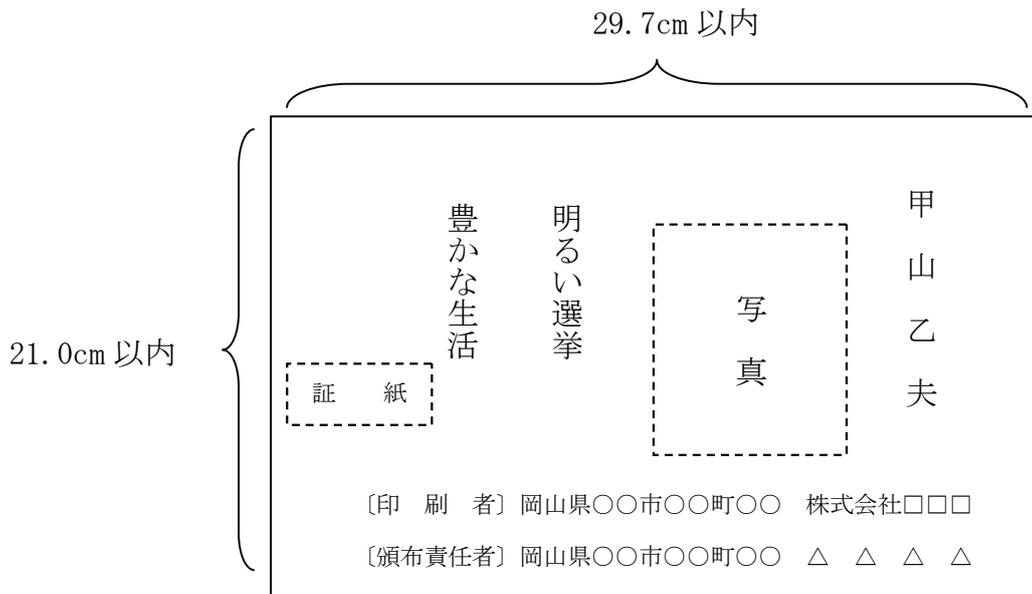
ウ ビラには、市選管が交付する「証紙」を1枚ごとに貼らなければなりません。
なお、証紙のサイズは縦1.3センチメートル×横1.9センチメートルを予定しています。

エ ビラを頒布しようとするときは、頒布しようとするビラの見本を添付して、選挙運動用ビラ届出書（立候補届出関係諸用紙綴）によりあらかじめ市選管に届け出る必要があります。

オ 必要記載事項

ビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名・住所（印刷者が法人であるときは、その法人の名称と所在地）を記載しなければなりません。

【参考】選挙運動用ビラの様式（例）



(2) 頒布方法は、次の方法に限られ、これら以外の方法による頒布は禁止されています。

ア 新聞折込みによる頒布

新聞折込みをしようとするときは、実施期日、数量、経費等折込みの詳細について、折込み業者との間で約定しておくことが適当です。（資料編32頁参照）

イ 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

17 インターネット等を利用する方法（法142の3, 142の4）

平成25年の法改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが解禁されています。

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

「ウェブサイト等を利用する方法」とは、「インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたものをいう。」と定義されており、例えば以下のような手段について、選挙運動に用いることが可能です。

ア ウェブサイト（いわゆるホームページ）

イ ブログ・掲示板

ウ X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、Instagramなどのソーシャル・ネットワーク・サービス

エ 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画等）

オ 動画中継サイト（YouTube、ニコニコ動画の生放送等）

また、ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布するときは、頒布する者の電子メールアドレスやX（旧ツイッター）のユーザー名、返

信用フォーム等その者に連絡をする際に必要となる情報が、当該文書図画の受信者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければなりません。（法142の3③）

なお、インターネット等を利用する方法による選挙運動も、選挙の告示日に立候補の届出が受理されてから選挙期日の前日まででなければすることができません。したがって、選挙の当日はウェブサイト等を更新することができませんが、選挙運動期間中（選挙期日の前日まで）に更新されたものは、選挙の当日においても削除せず、受信者の通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができます。（法129, 142の3②）

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

選挙運動用電子メールは、候補者及び確認団体に限り次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛に送信することができます（法142の4②）。その際、次に掲げる事実を証する記録を保存しておかなければなりません（法142の4⑤）。

送 信 対 象 者	送 信 対 象 電 子 メー ル ア ド レ ス	保 存 し な け れ ば な ら ない 事 実 を 証 す る 記 録
あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。）	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス	<ul style="list-style-type: none"> ・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと ・選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと
政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと ・継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること ・選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

また、選挙運動用電子メールを送信するときは、その電子メールに、次に掲げる事項を表示しなければなりません。(法142の4⑦)

ア 選挙運動用電子メールである旨

イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

エ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

なお、選挙運動用電子メールの受信者から、選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、選挙運動用電子メールを送信することはできません。(法142の4⑥)

(3) インターネット等を利用する方法による候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止等 (法142の6)

次のような有料インターネット広告は禁止されています。

ア 候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらが類推されるような事項を表示した、選挙運動用有料インターネット広告

イ アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらが類推されるような事項を表示した選挙運動期間中の有料インターネット広告

ウ 候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称又はこれらが類推されるような事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告

ただし、確認団体については、イ、ウにかかわらず、アに該当するものを除き、選挙運動期間中、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告の掲載が認められます。

(4) インターネット選挙運動においても引き続き、選挙運動を禁止されている者

ア 選挙事務関係者 (投票管理者等) (法135)

イ 特定公務員 (裁判官、検察官、警察官等) (法136)

ウ 満18歳未満の者 (法137の2)

エ 選挙犯罪等により選挙権及び被選挙権を有しない者 (法137の3)

【参考】インターネット等を利用した選挙運動の可否一覧

区 分		候補者	確認 団体	有権者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS (Facebook、X(旧Twitter)、LINE、Instagram等) ※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※2	△※2	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布 (証紙なし)		×	×	×
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告 (バナー広告)	×	○	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む。

※2 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

18 選挙運動用ポスター (法143①④, 144の2⑧)

「浅口市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」及び「浅口市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程」により、候補者は、選挙運動用ポスター (法第143条第1項第5号に規定するポスター) を、公営ポスター掲示場1箇所につき1枚掲示することができます。

(1) ポスターの大きさ (法143⑬)

選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42センチメートル以内、幅40センチメートル以内で、これを超えることはできません。

(2) ポスターの記載内容 (法144の4の2②)

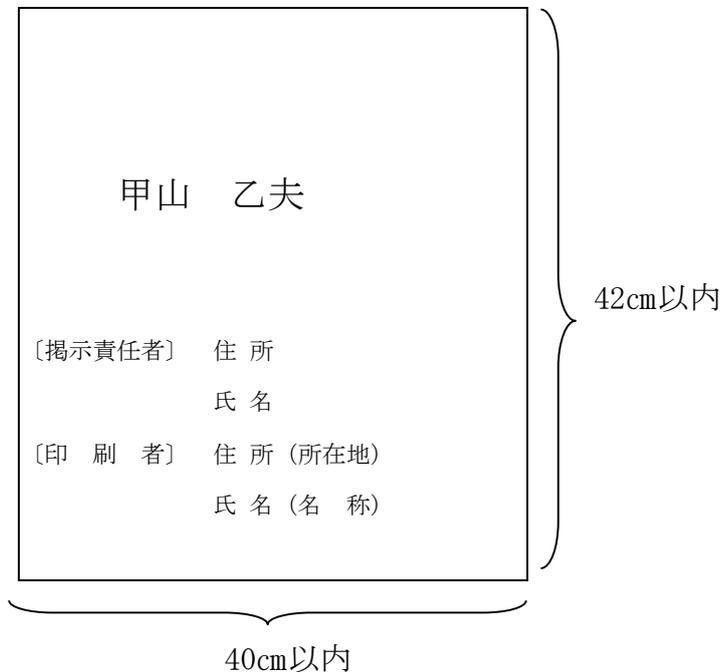
選挙運動用ポスターは、政策の宣伝や投票依頼のためなどに使用できます。このポスターについては、公職の候補者は、その責任を自覚し、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこととされています。また、虚偽事項、名誉毀損、利害誘導等にわたる内容を記載することはできません。

(3) 必要記載事項 (法144⑤, 法144の4の2①)

選挙運動用ポスターの表面には、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を選挙

人に見やすいように記載しなければなりません。

また、選挙運動用ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の氏名・住所（印刷者が法人であるときは、その法人の名称と所在地）を必ず記載しなければなりません。



(4) 掲示期間

選挙運動用ポスターを掲示できるのは、告示日（4月5日）以降（立候補の届出が受理されてから）です。

選挙運動の期間中は、選挙運動用ポスターを貼り替えることはできますが、選挙当日は貼り替えることはできません。

(5) 公営ポスター掲示場

法第144条の2第8項の規定に基づく「浅口市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」に定める公営ポスター掲示場を、市選管が、146箇所を設置します。

選挙運動用ポスターは、市選管が設置する公営ポスター掲示場1箇所につき1枚掲示できます。

ア 掲示場の規格等

掲示場は、市長選挙の場合2段4区画、市議会議員選挙の場合3段27区画を予定しており、各区画には番号を表示します。

区画の番号は、右上から左下に向かって、市長選挙の場合「1」～「4」、市議会議員選挙の場合「1」～「27」の一連番号とします。

イ 掲示の方法

掲示できる区画は、立候補の届出の受理番号と同一の番号の区画です。区画か

らはみ出したり、自分の区画以外の場所には掲示できません。

ウ 選挙運動用ポスターは、公営ポスター掲示場以外の場所には一切掲示できません。したがって、個人の家や塀等に掲示したり、路肩等にいわゆるプラカード式ポスターを掲示することはできません。

エ 市選管の証紙（検印）は、不要です。

オ 掲示場の設置場所

公営ポスター掲示場の設置場所は、設置完了（3月30日頃）後、告示します（資料編34, 35頁・別添地図参照）。設置予定場所を表示した地図の追加交付を希望される場合は有料となります。

(6) 公営ポスター掲示場及び選挙運動用ポスターの管理等

ア 掲示場及びポスターの管理

市選管は、公営ポスター掲示場の管理は行いますが、選挙運動用ポスターそのものの管理はしません。ポスターが、雨や風で落ちていないか適宜見廻りするなど、候補者において、ポスターの管理をしてください。その際、公営ポスター掲示場が壊れたり、倒れたりしていることを発見したときは、市選管に連絡してください。

なお、公営ポスター掲示場の補修等のため、新たに選挙運動用ポスターを掲示し直す必要があるときは、市選管から通知します。

イ ポスターの撤去

市選管は、候補者が候補者であることを辞し、若しくは死亡し、又は立候補の届出を却下された場合は、当該候補者のポスターを撤去します。

また、法令、条例、規程に違反してポスターが掲示されている場合、当該ポスターを撤去することがあります。

ウ 公営ポスター掲示場を設置しない場合（法144の3）

天災、その他避けることができない事故等、特別の事情がある場合は、公営ポスター掲示場を設置しないことがあります。この場合、設置しない旨を告示するとともに、候補者へ通知します。

19 新聞広告（法149④, 則19①⑤）

(1) 選挙運動の期間中、新聞に2回を限度として、有料で選挙に関する広告をすることができます。

(2) 新聞広告の寸法は、横9.6センチメートル、縦2段組以内です。位置は記事下に限られ、色刷りは認められません。

(3) 新聞広告をしようとするときは、掲載を希望する新聞社に、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を広告原稿とともに提出して申し込んでください。

(4) 新聞広告への氏名の記載は、通称が認定されたときは、必ずその通称によらなけ

ればなりません。(13頁参照)

20 個人演説会 (法161～164の4(164の2を除く。), 143①②⑧⑨⑪⑫, 令110, 112)

- (1) 「個人演説会」とは、候補者の政見の発表や投票依頼等、選挙運動のために候補者が開催する演説会です。
- (2) 開催回数に制限はありません。
- (3) 個人演説会は、次の施設を使用して開催することができます。(法161, 161の2)
 - ア 公営施設(学校、公民館、地方公共団体の管理に属する公会堂及び市選管が指定する施設〔浅口市健康福祉センター多目的ホール〕)
 - イ その他の施設(個人住宅、劇場等)

ただし、イの場合、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)や電車、バス等の交通機関及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設を使用することはできません。(法166)
- (4) 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合、候補者1人について同一施設ごとに1回だけ無料で開催することができます。2回目からは有料になります。(法164)
- (5) 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合、施設を使用できる時間は、1回について5時間以内に限られます。(令112③)
- (6) 公営施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは、開催する日の2日前までに「個人演説会開催申出書」(立候補届出関係諸用紙綴)により、必ず市選管に申し出なければなりません。(法163)

したがって、告示日(4月5日)に開催を申し出ても、使用できるのは4月7日以降となります。また、公営施設に直接使用を申し入れても、有効な開催申し出とはなりません。

なお、開催の可否は、施設の管理者から通知されます。(令117①)

(7) 掲示できる文書図画 (法143①②⑧⑨⑪⑫)

個人演説会の会場においては、その個人演説会の開催中、ポスター、立札、看板及びちょうちんの類並びに映写等の類を、次のとおり、掲示することができます。

ア 種類 ・ポスター、立札、看板及びちょうちんの類
・映写等の類(屋内の演説会場内に限る)

イ 規格 ・ポスター、立札及び看板の類
縦273センチメートル以内、横73センチメートル以内
(屋内の演説会場内は制限なし)

・ちょうちんの類
高さ85センチメートル以内、直径45センチメートル以内
・映写等の類(屋内の演説会場内に限る)

制限なし

- ウ 数量 ・ポスター、立札及び看板の類並びに映写等の類
〔会場内〕 数の制限はありません
〔会場外〕 通じて2枚以内（映写等の類は会場内のみ）
・ちょうちんの類
1個（会場内か会場外のいずれかに1個）

（注）ポスター、立札、看板及びちょうちんの類については、その表面に、掲示責任者の氏名・住所を記載しなければなりません。（令110）

21 街頭演説（法164の5～164の7, 166）

- (1) 「街頭演説」とは、街頭又はこれに類似する場所（たとえば広場、空地等）で、多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいい、屋内から街頭に向かって行う演説も街頭演説として規制されます。

街頭演説を行うためには、演説者は必ずその場所にとどまっていなければなりません。また、市選管が交付する「街頭演説用標旗」を掲げていなければなりません。

道路を歩きながら演説したり、走行する選挙運動用自動車（船舶）の上から演説したり（いわゆる「流し演説」）、また「街頭演説用標旗」を掲げないで演説することは禁止されています。（なお、流し連呼については、27頁参照）

- (2) 街頭演説の際、選挙運動に従事することができる者は、候補者1人について15人以内に限られ、これらの者は市選管が交付する「街頭演説用腕章」（交付数11）又は「選挙運動用自動車（船舶）乗車（船）用腕章」（交付数4）のいずれかを着用していなければなりません。

なお、候補者及び運転手（1人に限る。）又は船員は、この人数制限には含まれません。

- (3) 街頭演説の場所では、その演説中といえども、ポスター、立札、看板及びちょうちんの類等を使用することは、一切できません。（法143①）

ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車（船舶）に取り付けられたポスター、立札、看板及びちょうちんの類は差し支えありません。

- (4) 街頭演説の場所で頒布できる文書図画は、市選管に届け出た選挙運動用ビラに限られます。なお、このビラには市選管から交付された証紙を貼らなければなりません。（ビラについては31頁参照）

- (5) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限られます。

- (6) 街頭演説は、国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）や電車、バス等の交通機関及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設で行うことはできません。

- (7) 街頭演説は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努

めなければなりません。

- (8) 街頭演説をするときは、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

22 連呼行為、街頭演説における静穏の保持（法140の2②, 164の6②）

連呼行為、街頭演説をするときは、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

【参考】

◎ 選挙運動期間中における政治活動の制限

- (1) 政党その他の政治活動を行う団体が禁止される政治活動（法201の9, 201の13, 201の15）
選挙の期日の告示日（4月5日）から選挙の期日（4月12日）までの間、政党その他の政治活動を行う団体は、浅口市の区域において、次に掲げる政治活動をすることが禁止されます。

ア 政談演説会の開催

イ 街頭政談演説の開催

ウ ポスターの掲示

エ 立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示

オ ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布

カ 宣伝告知（政党その他の政治活動団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車及び拡声機の使用

キ 連呼行為

ク 特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項が記載された文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）の掲示又は頒布

ケ 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）

コ 機関新聞紙又は機関雑誌の本件選挙に関する報道、評論

- (2) 確認団体のみに認められる政治活動

（法201の9, 201の11, 201の12, 201の13, 201の15）

確認団体とは、浅口市長選挙について、次の①又は②の要件を満たし、かつ、市選管から確認書の交付を受けた政治団体をいいます。

①政党その他の政治団体であって、所属候補者を有するもの

「所属候補者」とは、候補者届出書に、当該政治団体に所属する者として

記載された候補者をいう。

②政党その他の政治団体であつて、支援候補者を有するもの

「支援候補者」とは、候補者届出書に、いずれの政治団体にも所属しない者（無所属）として記載された候補者で、当該政治団体が推薦し又は支持するものをいう。

確認団体は、上記(1)に掲げる禁止行為のうち、ク以外の活動については、態様や方法等について法が定める規制の範囲内で、政治活動を行うことができます。

確認団体の発行する機関新聞紙又は機関雑誌は、次のアからエの要件の全てを備えたものに限り、浅口市長選挙に関する報道・評論を行うことができます。

ア 確認団体の本部で、直接発行するものであること。

イ 号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものでないこと。

ウ 通常の方法（機関新聞紙については政談演説会の会場での頒布を含む。）で頒布するものであること。（ただし、引き続いて発行されている期間が6か月に満たない機関新聞紙は、政談演説会の会場での頒布に限る。また、引き続いて発行されている期間が6か月に満たない機関雑誌は、政談演説会での頒布実績がない場合は、一切頒布できない。）

エ 市選管に届け出た新聞紙及び雑誌各1のものであること。

◎ 候補者及び後援団体の政治活動用ポスターの撤去（法143⑩⑪）

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」（注1）という。）や後援団体の政治活動用ポスターのうち、公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項及び後援団体の名称を記載した政治活動用ポスターの掲示は、任期満了の日の6か月前に当たる日（10月22日）からその選挙の期日までの間禁止されます。

なお、この期間より前に掲示されているポスターも撤去しなければなりません。

◎ 選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去（法201の14）

選挙の期日の告示の前に、政党その他の政治活動を行う団体が政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又は氏名が類推されるような事項を記載された者が候補者となったときは、その候補者となった日（候補者届出書が受理された日）のうちに、当該候補者となった区域において、そのポスターを撤去しなければなりません。

（注1） 「公職の候補者」とは、立候補の届出をした者をいい、「公職の候補者となろうとする者」とは、立候補する意思を有する者及び客観的に立候補の意思を有すると認められる者をいいます。また、「公職にある者」とは、法に

規定する公職に現にある者すべてをいい、次期の選挙において引き続きその選挙の候補者となる意思の有無は問いません。

VII 寄 附 の 禁 止

1 特定の寄附の禁止（法199, 政治資金規正法21）

本市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、本市の長及び議会の議員の選挙に関し、寄附をすることは禁止されています。

また、会社その他の法人が融資を受けている場合において、その融資を行っている金融機関等が、その融資について本市から利子補給金の交付の決定を受けているときは、その会社その他の法人が行う寄附についても一定の制限があります。

なお、会社その他の団体が行う政治活動に関する寄附（選挙運動に関するものを含む。）については、政治資金規正法第21条の規定により、政党及び政治資金団体（政党が1つだけ指定できる。）以外の者に対しては、禁止されています。

2 公職の候補者等の寄附の禁止（法199の2, 199の5③）

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」（注1）という。）が行う寄附については、次のような規制があります。なお、これらの寄附は常時禁止されています。

(1) 公職の候補者等は、その選挙区内にある者（注2）に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることは禁止されています。ただし、次の場合は例外とされ、差し支えありません。

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

ただし、政治団体又はその支部が本人の後援団体（当該後援団体が政治資金規正法第19条第2項の規定による資金管理団体である場合を除く。）であるときは、一定期間（注3）禁止されます。

イ 本人の親族に対してする場合

ウ 本人が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合

ただし、この場合でも、食事についての実費の補償（食事の提供を含む。）としてすることは禁止されています。なお、この「講習会その他の政治教育のための集会」が、参加者に対して饗応接待を伴うようなもの、選挙区外で行われるもの、あるいは選挙前の一定期間（注3）に行われるものであるときには、必要やむを得ない実費の補償としてするものであっても、例外とならず禁止されます。

(2) 公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者等を名義人として、その選挙区内にある者に寄附をすることは禁止されています。

ただし、前記(1)のイ及びウに該当する場合は差し支えありません。

(3) 何人も（注4）公職の候補者等に対し、その選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求することは禁止されています。

ただし、前記(1)のア～ウに該当する寄附を勧誘し、又は要求する場合は差し支えありません。

(4) 何人も、公職の候補者等を名義人とするその選挙区内にある者への寄附を、その公職の候補者等以外の者に対して、勧誘し、又は要求することは禁止されています。

ただし、前記(1)のイ及びウに該当する寄附を勧誘し、又は要求する場合は差し支えありません。

(注1) 「公職の候補者」とは、立候補の届出をした者をいい、「公職の候補者となろうとする者」とは、立候補する意思を有する者及び客観的に立候補の意思を有すると認められる者をいいます。また、「公職にある者」とは、法に規定する公職に現にある者すべてをいい、次の選挙において引き続きその選挙の候補者となる意思の有無は問いません。

(注2) 「その選挙区内にある者」とは、その選挙区内に住所又は居所を有する者のみでなく、一時的な滞在者をも含みます。また、自然人（個人）及び法人のみでなく、法人格を有しない団体も含まれます。

(注3) 「一定期間」とは、任期満了の日前90日に当たる日（1月22日）からその選挙の期日までの間をいいます。（法199の5）

(注4) 「何人も」とは、自然人（個人）であると法人又は法人格を有しない団体であることを問いません。

3 公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止（法199の3）

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者（前記2の注2）に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示したり、これらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。

これは、前記2と同様に、その選挙に関すると否とを問わず、常時禁止されています。

この場合の「いかなる名義をもってするを問わず」とは、会社等の広告、宣伝その他いかなる名目によってもという意味です。「これらの者の氏名を表示し」とは、例えば、候補者甲山乙男が社長である丙山工業株式会社が、『丙山工業株式会社社長甲山乙男』というように表示して寄附することをいいます。また、「これらの者の氏名が類推されるような方法で」とは、候補者甲山乙男が社長である甲山産業株式会社が『甲山産業株式会社』と表示して寄附するような場合をいいます。

ただし、これらの会社等が、政党及び政治資金団体に対して寄附をする場合は、差し支えありません。

4 公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（法199の4）

公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、その選挙に関し、その選挙区内にある者（前記2の注2）に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることは禁止されています。この場合、「いかなる名義をもってするを問わず」とは、前記3のとおりです。

ただし、これらの会社等が、政党及び政治資金団体に対して寄附をする場合は、差し支えありません。

5 後援団体に関する寄附等の禁止（法199の5, 政治資金規正法21の2①）

政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者等の政治上の主義や施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することが、その政治活動のうち主たるものであるものを「後援団体」といいます。

なお、慈善、文化事業等を行うことが主目的の団体であっても、その団体の行う政治活動のなかでは特定の公職の候補者等の支持、推薦が主になっている団体も、ここでいう後援団体に含まれます。

後援団体に関する寄附については、次のような規制があります。

(1) 後援団体は、いかなる名義をもってするを問わず、その選挙区内にある者（前記2の注2）に対して寄附をすることは禁止されています。

ただし、次の場合は例外とされ、差し支えありません。

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

イ その公職の候補者等に対してする場合（ただし、金銭等によるものは選挙運動に関するものに限られます。）

ウ その後援団体はその設立目的により行う行事又は事業に関してする場合（ただし、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものは、常時禁止されています。また、一定期間（前記2の注3）内にされるものは全て禁止されています。）

(2) 何人も（前記2の注4）、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、一定期間（前記2の注3）内に、その選挙区内にある者（前記2の注2）に対し、饗応接待（通常一般に用いられる程度の食事の提供を除く。）をしたり、金銭や記念品その他の物品（みやげ物等持ち帰るようなもの）を供与することは禁止されています。

これは、集会や見学、旅行等に名を借りて、有権者の買収が行われることを規制しようとするものであり、公職の候補者等の行為だけを禁止するのではなく、何人によってなされるものをも禁止する趣旨です。

なお、「通常一般に用いられる程度の食事の提供」であっても、それが選挙運動

に関し提供される場合は、「飲食物の提供禁止」（法139）に違反するおそれがあります。

- (3) 公職の候補者等は、一定期間（前記2の注3）内に、自分の後援団体（政治資金規正法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出がなされたものを除く。）に対し、寄附をすることは禁止されています。

これは、公職の候補者等が、自分を支持する後援団体に対して寄附することを規制するものであって、寄附の名目いかんを問いません。したがって、選挙に関しないうちの寄附であっても禁止されます。

6 会社等の寄附の制限（政治資金規正法21, 22の2）

会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対し、政治活動に関する寄附をすることは禁止されています。

また、何人も、これに違反してなされる寄附を受けることは禁止されています。

7 公職の候補者等の政治活動に関する寄附の禁止（政治資金規正法21の2, 22の2）

何人も（政治資金規正法第3条第2項に規定する政党を除く。）、公職の候補者等の政治活動（選挙運動に関するものを除く。）に関して、金銭又は有価証券による寄附をすることは禁止されています。

また、何人も、これに違反してなされる寄附を受けることは禁止されています。

8 外国人等からの寄附の受領の禁止（政治資金規正法22の5）

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附を受けることは禁止されています。

なお、政党及び政治資金団体にあつては、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であつてその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立されたものであつて、合併により消滅した会社又は株式移転をした会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間と通じて5年以上継続して上場されているものを含む。）からの寄附の受領については認められていますが、公職の候補者等については、「**6 会社等の寄附の制限**」により、これらの会社から寄附を受けることは禁止されています。

9 匿名の寄附の禁止（政治資金規正法22の6）

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附をすることは禁止されています。ただし、政党又は政治資金団体に対して、街

頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場においてする寄附で、1件当たりの金額が1,000円以下のものについては、差し支えありません。

なお、「本人の名義以外の名義を用いた寄附」には、他人名義の寄附及び実在しない者の氏名を用いて行う寄附の両者が含まれます。また、「匿名の寄附」とは寄附者の氏名又は名称を表示せず、誰がしたか明らかにしないでする寄附のことをいいます。

10 寄附の量的制限等（政治資金規正法21の3, 22, 22の2）

その他、候補者等の政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附の限度額等については、政治資金規正法による制限がありますので、注意してください。

VIII 選挙運動員、事務員等、労務者 に対する実費弁償、報酬の支給 について (法197の2, 令129)

1 実費弁償

「実費弁償」とは、実費の支出に対する相当額の補償をいい、法では、選挙運動に従事する者、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆者並びに選挙運動のために使用する労務者が、選挙運動等を行う上において要した費用を償うことをいいます。

これは、実費（実際に要した額）の弁償ですから、実際に要した金額を超えて支給することはできません。例えば、食事をしていないのに弁当料を支給したり、600円の食事に対して1,000円を弁償することはできません。

また、実費弁償を受けることができる者や実費弁償の費目及び上限額は、それぞれ限定されており、次の3～5に説明する以外のものについて支給すること又は金額を超えて支給することはできません。

2 報 酬

「報酬」とは、一定の労働（役務）に対する対価（給付）をいい、実費弁償とは区別されます。さらに、選挙運動のために使用する労務者に対する報酬は、日当（基本日額）と超過勤務手当に区分されます。

報酬は、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆者並びに選挙運動のために使用する労務者にのみ支給することができます。なお、超過勤務手当は、労務者に対してのみ支給することができます。

3 選挙運動に従事する者（いわゆる選挙運動員）に対して支給することができる 実費弁償

選挙運動員は、奉仕的、自発的に選挙運動を行う者であり、候補者と雇用関係に立つものではないので、報酬を支払うことはできません。

ただし、次の実費弁償を支給することはできます。

ア 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額
イ 船 賃	水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額
ウ 航空賃	航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額
エ 車 賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
オ 宿泊料	1夜につき23,000円以内（食事料2食分を含む。）の実費額
カ 弁当料	1食につき1,500円以内の実費額 1日につき4,500円以内の実費額

(双方の制限に従う必要があります。)

キ 茶菓料 1日につき1,000円以内の実費額

(注) 鉄道賃には、急行料金、寝台料金等も含まれます。しかし、普通車に乗りして、急行料金を支給すること等はできません。

車賃とは、バス、タクシー、ハイヤー等について路程に応じた実費額です。

宿泊料には、2食分の食事が含まれていますから、宿泊した場合には、この2食分について、重複する弁当料の実費弁償を支給することはできません。

法第139条ただし書の規定により選挙事務所で弁当を提供した場合に実費弁償できる弁当料の額は、1日当たりの弁当料の制限額から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額の範囲内での実費についてです。

4 選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対して支給することができる実費弁償及び報酬

「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動のために雇い入れられた者で選挙運動に関する事務に従事する者をいいます。

「車上運動員」とは、専ら選挙運動用自動車(船舶)の上において選挙運動を行うことを本務として雇い入れられた者をいいます。

「手話通訳者」とは、選挙運動のために雇い入れられた者で専ら手話通訳に従事する者をいいます。

「要約筆記者」とは、選挙運動のために雇い入れられた者で専ら要約筆記(口述を要約して文書図画に表示することをいう。)に従事する者をいいます。

「雇い入れる」とは、使用する者と使用される者という関係にあることをいい、親族、友人等の特別の信頼関係から、選挙運動や選挙運動に関する事務等に従事する者は含まれません。また、総括主宰者、地域主宰者、出納責任者等選挙運動の枢機に参画する者は含まれません。

この事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者は、合わせて、市長選挙の場合1日12人以内、市議会議員選挙の場合1日9人以内で、事前に市選管へ届け出た者に限られます。

また、選挙運動期間中、異なる者を届け出る場合は、市長選挙の場合総計60人、市議会議員選挙の場合総計45人を超えることはできません。

(1) 支給できる実費弁償

選挙運動員に対して支給することができる実費弁償(前記3)と同様です。

(2) 支給できる報酬

- ・選挙運動のために使用する事務員 15,000円以内
- ・選挙運動のために使用する車上運動員 20,000円以内
- ・選挙運動のために使用する手話通訳者 20,000円以内

- ・選挙運動のために使用する要約筆記者 20,000円以内

これらの金額は、1人当たり1日につき支給できる限度額であり、超過勤務手当は、一切支給できません。

なお、無届けで報酬を支給した場合又は報酬を支給した後に届出をした場合には、買収の推定を受けます。

5 選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬

「労務者」とは、労働の対価として報酬を得ることを目的として候補者と雇用関係に立つ者で、選挙運動にわたらない単純労務に使用する者をいいます。

(1) 支給できる実費弁償

- ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額
- イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額
- ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により算出した実費額
- エ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- オ 宿泊料 1夜につき20,000円以内（食事を含まない。）の実費額

(2) 支給できる報酬

- ・ 1日（基本日額） 10,000円以内
- ・ 〃（超過勤務手当） 5,000円以内

基本日額の10,000円は、1日8時間労働した場合を基準としていますので、例えば、4時間しか労働しない場合は5,000円以内しか支給できません。

また、超過勤務手当は、上限額が5,000円ということであり、1時間しか超過勤務をしていないのに5,000円を支払うことはできません。

なお、労務者に選挙事務所で食事を提供したときは、その実費相当額を差し引いた額の報酬（日当）しか支給することはできません。

例えば、昼食に1,000円の弁当を選挙事務所で提供した場合は、
10,000円（基本日額）－ 1,000円（食事料）＝ 9,000円
以内の報酬しか支給することはできません。

【参考】

選挙運動員、事務員等及び労務者に支給することができる実費弁償及び報酬の一覧

区分	報酬	実 費 弁 償			
		鉄 道 賃 船 空 賃 航 空 賃 車 賃	宿 泊 料	弁 当 料	茶 菓 料
選挙運動 に従事す る者	1 選挙運動員 〔選挙運動に 従事する者 のうち2～ 5以外の者〕	支給することが できない。			
	2 選挙運動の ために使用する 事務員	1日につき、 15,000円以内 〔超過勤務手当 は支給するこ とができない。〕	ア 鉄道賃 鉄道旅行に ついて、路程 に応じ、旅客運 賃等により算 出した実費額 イ 船 賃 水路旅行に ついて、路程 に応じ、旅客運 賃等により算 出した実費額 ウ 航空賃 航空旅行に ついて、路程 に応じ、旅客運 賃等により算 出した実費額 エ 車 賃 陸路旅行 (鉄道旅行を 除く。)につい て、路程に応 じた実費額	1食につき 1,500円以内 の実費額 1日につき 4,500円以内 の実費額 〔食事料 2食分 を含む。〕 弁当を提供し た場合には、 上記の額から 提供した弁当 の実費相当額 を差し引いた 額以内の実費 額	1日につき 1,000円以内 の実費額
	3 選挙運動の ために使用する 車上運動員	1日につき、 20,000円以内 〔超過勤務手当 は支給するこ とができない。〕			
	4 選挙運動の ために使用する 手話通訳者	1日につき、 20,000円以内 〔超過勤務手当 は支給するこ とができない。〕			
	5 選挙運動の ために使用する 要約筆記者	1日につき、 20,000円以内 〔超過勤務手当 は支給するこ とができない。〕			
6 選挙運動のために使用する 労 務 者	1日につき、 10,000円以内 超過勤務手当は、 上記の額の5割以内 弁当を提供した場 合には、上記の額 から提供した弁 当の実費相当額 を差し引いた額 以内	1夜につき 20,000円以内 の実費額 〔食事料を 含まない。〕			

- (注) ① 「2 選挙運動のために使用する事務員」、「3 選挙運動のために使用する車上運動員」、「4 選挙運動のために使用する手話通訳者」及び「5 選挙運動のために使用する要約筆記者」並びに「6 選挙運動のために使用する労務者」とは、候補者が雇い入れた者をいう。
親族、友人等の特別の信頼関係から選挙運動や選挙運動に関する事務等に従事する者や、総括主宰者、地域主宰者及び出納責任者等の選挙運動の枢機に参画する者は含まれない。
- ② 「2 選挙運動のために使用する事務員」、「3 選挙運動のために使用する車上運動員」、「4 選挙運動のために使用する手話通訳者」及び「5 選挙運動のために使用する要約筆記者」のうち、「報酬」の支給を受けることができる者は、その者を使用する前に、候補者が市選管に届け出た者に限られる。また、人数に制限がある。(49頁参照)
- ③ 「実費弁償」は、実際に要した額を超えて、支給することはできない。
例えば、食事をしていないのに弁当料を支給したり、600円の食事に対して1,000円を弁償することはできない。
- ④ 「6 選挙運動のために使用する労務者」に対して、弁当料及び茶菓料の「実費弁償」をすることはできないが、弁当(弁当を渡す場所及び弁当の価格の制限等がある。)及び通常用いられる程度の茶菓を提供することはできる。(26, 27及び50頁参照)
- ⑤ 上記の額は、選挙運動に従事する者1人又は労務者1人につき、支給することができる額の基準である。

IX 出納責任者及び選挙運動費用 収支報告等

1 出納責任者の選任（法180①）

候補者又は推薦届出者は、候補者の選挙運動に関する収入及び支出の一切の責任者である出納責任者1人を選任しなければなりません。

出納責任者の選任には、次の4つの場合が考えられます。

- (1) 候補者が自ら出納責任者となる。
- (2) 候補者が自分以外の者を出納責任者に選任する。
- (3) 推薦届出者（数人の場合はその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任する。
- (4) 推薦届出者（数人の場合はその代表者）が候補者の承諾を得て自ら出納責任者となる。

2 出納責任者の解任及び辞任（法181）

(1) 出納責任者の解任

候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。

また、出納責任者を選任した推薦届出者も、候補者の承諾を得て、文書で通知することにより、出納責任者を解任することができます。

(2) 出納責任者の辞任

出納責任者は、文書で候補者（推薦届出者が選任した場合は候補者及び推薦届出者）に通知することにより、辞任できます。

3 出納責任者の選任（異動）の届出（法180③④, 182）

出納責任者を選任したときは「出納責任者選任届」（立候補届出関係諸用紙綴）により、また、異動があったときは「出納責任者異動届」により市選管に届け出なければなりません。

このとき、解任又は辞任による異動の場合は、その旨の通知があったことを証する書面（通知の写し）を添付しなければなりません。

また、推薦届出者が出納責任者を選任又は異動した場合は、この届出に候補者の承諾のあったことを証する書面を添える必要があります（推薦届出者が数人ある時は、その代表者であることを証する書面も必要です。）。

4 出納責任者の職務代行（法183）

- (1) 出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、次の表の左欄の出納責任者の区分に応じて、右欄の者が代わってその職務を行わなければなりません。

出納責任者	出納責任者の職務を代行すべき者
候補者が選任したもの又は推薦届出者が自ら出納責任者となったものである場合	候補者
推薦届出者が選任したものである場合	推薦届出者（推薦届出者にも事故等がある場合は候補者）

- (2) これらの場合、職務を代行する者が、「出納責任者職務代行開始届」により、市選管に届け出なければなりません。

職務代行が終了したときにも、同様に「出納責任者職務代行終止届」により、届け出なければなりません。

5 出納責任者の支出権限等（法180②, 187）

- (1) 選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、立候補準備のために要する支出、電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出並びに事前に出納責任者の文書による承諾を得た者がする支出は、この限りではありません。
- (2) 出納責任者の選任者は、文書で、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。
- (3) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し又は他の者がその者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者について、その精算をしなければなりません。

6 会計帳簿の備付及び記載（法185）

出納責任者は、会計帳簿を備え、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びに支出について、次の事項を記載しなければなりません。

(1) 収入簿の記載事項

ア 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

イ アの寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額）及び年月日

(2) 支出簿の記載事項

ア 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

イ アの支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額（金銭以外

の財産上の利益については、時価に見積った金額）及び年月日
ウ 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用ポスター及びビラの作成に係るもの）

7 明細書の提出（法186）

出納責任者以外の者で、候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者がいるときは、その寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）、寄附者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を、出納責任者に提出しなければなりません。

なお、これらの寄附で、候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに、出納責任者にその明細書を提出しなければなりません。

8 領収書の徴収（法188）

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、その支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証する書面を徴収しなければなりません。

ただし、天災事変のため連絡が途絶えたり、相手が死亡したり、電車・バスの乗車券の購入の場合等、社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴収しなくてもかまいません。

9 出納責任者の事務引継（法190）

出納責任者が辞任し又は解任された場合においては、直ちに候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、新しい出納責任者又は職務代行者に対し、引継ぎをしなければなりません。

職務代行者が事務の引継ぎを受けた後、新しい出納責任者が定まったときも同様です。

引継ぎは引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者と引継ぎを受ける者とがともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければなりません。

10 帳簿及び書類の保存（法191）

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を、選挙運動に関する収支報告書を提出した日から3年間保存しなければなりません。

11 候補者1人当たりの選挙運動費用の制限額（法194, 196, 247, 251の2③, 令127）

候補者1人当たりの選挙運動費用の制限額（法定選挙費用）は、告示日（**4月5日**）

に市選管が告示し、併せて通知します。

出納責任者が告示された制限額を超過して支出し、又は支出させ刑に処せられたときは、連座制により候補者の当選は無効になるとともに、5年間の立候補制限を受けることとなります。

【市長選挙の場合】

$$\begin{array}{l} \text{選挙運動に関する} \\ \text{支出金額の制限額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{告示日における選} \\ \text{挙人名簿登録者数} \end{array} \times 81 \text{円} + 310 \text{万円}$$

【市議会議員選挙の場合】

$$\begin{array}{l} \text{選挙運動に関する} \\ \text{支出金額の制限額} \end{array} = \frac{\text{告示日における選挙人名簿登録者数}}{\text{議員定数 (16)}} \times 501 \text{円} + 220 \text{万円}$$

(注) 100円未満の端数は、100円とします。

12 選挙運動費用に算入されない支出 (法197)

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とはみなされません。したがって、選挙運動費用に算入する必要はなく、また、後述する収支報告の必要もありません。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出以外のもの又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗用する車等のために要した支出
- (4) 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (6) 選挙運動用自動車(船舶)を使用するために要した支出(ただし、拡声機及び自動車(船舶)に取り付けた文書図画に要した経費は支出とみなされます。)
- (7) 供託金
- (8) 確認団体が行う選挙運動のために要した支出(長の選挙のみ)

(注) 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラに係る作成費については、公営となってもこれを支出に計上する必要があります。(収入に計上する必要はありませんが、収支報告書の収入の部「参考」欄に記載してください。)

13 選挙運動に関する収支報告書の提出 (法189, 192, 則23)

- (1) 出納責任者は、選挙の期日から15日以内(4月27日まで)に、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出につき精算の上、収支報告書を市選管へ提出しなければなりません。

精算後生じた寄附及びその他の収入並びに支出については、それらがなされた日から7日以内に提出しなければなりません。

(2) 収支報告書は、選挙運動費用を公開して選挙の公正を確保しようとする趣旨に基づき、提出するものです。よって収支報告書には、出納責任者の真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添付しなければなりません。なお、収支報告書の要旨は公表され、また、収支報告書は受理された日から3年間閲覧できるものとされています。

(3) 収支報告書を提出する場合には、前述「**8 領収書の徴収**」(54頁参照)により徴した領収書その他支出を証する書面の写し(領収書その他の支出を証する書面を徴し難い事情があったときは、次の①又は②のいずれかの資料)を添付しなければなりません。

①「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」

②「振込明細書に係る支出目的書」及び「金融機関が作成した振込みの明細書であって支出の金額及び年月日を記載したものの写し」(ただし、「金融機関が作成した振込みの明細書」に支出の目的が記載されている場合は「振込明細書に係る支出目的書」は不要。)

(4) 収支報告書は、立候補届出関係諸用紙綴の用紙を使用して、次の要領により作成してください。

ア 収入の部

(ア) 「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいい、日常用いられている「収入」という言葉より広い意味に用いられることに注意しなければなりません。

すなわち、金銭の収受だけでなく、物品その他財産的価値のある物の収受又はそれらのものを利用する利益の享受等も収入になります。

例えば、選挙運動用拡声機や選挙事務所に使用する家屋を無料で借りた場合、通常支払うべき借上料を支払わずに済む利益があるので、その借上料に相当するものが収入となります。このような場合、通常支払われるべき借上料相当額を寄附として収入に計上すると同時に、支出にも計上しなければなりません。

(イ) 収入については、1件10,000円を超えるものについては1件ごとに記載し、1件10,000円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。

なお、寄附については、1件10,000円以下の収入についても、必要に応じて1件ごとに記載して差し支えありません。

(ウ) 「月日」欄には、原則として実際に収入のあった日を記載します。

ただし、寄附の約束の場合には、その約束のあった日を記載します。

例えば、選挙事務所を何日から何日まで無償で借りる約束があった場合は、

その約束のあった日に、その日数に相当する寄附があったものとして、その約束の日を記載することとなります。

この場合、実際に寄附を受けた日や期間等については、備考欄に記載することとなります。その記載要領については、(ク)を参照してください。

(エ) 「金額又は見積額」欄には、金銭の収入の場合にはその金額を、金銭以外の収入（例えば、労務、選挙事務所又は拡声機の無償提供等）の場合にはそれを時価（その時期及び場所等における価格）に見積った額を記載します。

(オ) 「種別」欄には、「寄附」、「その他の収入」の区別を明記してください。

なお、候補者の持出金はその他の収入とし、備考欄に「自己資金」と記入してください。

(カ) 「寄附をした者」欄には、その他の収入（自己資金、借入金等）については記載の必要がありません。寄附についてのみ、寄附をした者の住所、氏名及び職業（政治団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び政治団体である旨）を記載します。

なお、個人から寄附を受けることはできますが、会社、組合、町内会等の団体（政治団体を除く。）から寄附を受けることはできません。

また、町内有志、隣組一同等の名義による寄附を受けることはできませんので、各個人が実質上寄附した場合、それぞれの者の氏名等を記載しなければなりません。

(キ) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄には、金銭以外の収入を時価に見積った場合の単価、数量、見積の根拠等を記載します。

(ク) 「備考」欄には、寄附の約束の場合、(ウ) のとおり「月日」欄に約束の日が記載されるので、寄附の約束である旨並びにその履行の有無及び年月日等を記載します。

また、1件10,000円以下の収入については、種別及び収入日ごとに合計されているので、その内訳（金額及び件数）を記載します。

(ケ) 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用ポスター及びビラの作成に係るもの。）を記載してください。また、その他の参考となる事項を記載することができます。

イ 支出の部

(ア) 「月日」欄には、収入の部と同様に、原則として、実際に支出のあった日を記載します。

ただし、支出の約束の場合には、その約束のあった日を記載するので、必ずしも実際に支出した日と一致しないことがあります。

例えば、立候補をする前に選挙事務所を借りる約束をした場合は、その約束をした日を支出があった日とします。また、選挙運動用ポスターを印刷するた

- め印刷業者に発注した場合は、当該発注日を支出があった日として記載します。
- (イ) 「金額又は見積額」欄には、収入の部と同様、金銭の支出の場合にはその金額を、金銭以外の支出の場合は時価に見積った額（無償提供等の場合には、収入の部に記載されている金額と同額）を記載します。
- (ウ) 「区分」欄には、「立候補準備」のために支出した費用と「選挙運動」のために支出した費用との区別を明記してください。
- 告示日の前日までの契約（約束）は「立候補準備」に、告示日以降の契約（約束）は「選挙運動」に区分します。
- (エ) 「支出の目的」欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、事務所借上料等）及び員数等を記載してください。
- (オ) 「支出を受けた者」欄には、収入の部と同様に、支出を受けた者の住所、氏名及び職業を記載します。
- (カ) 「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には、収入の部と同様に、金銭以外の支出を時価に見積った場合の単価、数量、見積の根拠等を具体的に記載します。
- (キ) 「備考」欄には、支出の約束については、その旨並びに履行の有無、実際の支出の月日及び見積額の明細を記載します。
- また、公営の制度で負担されるものは「公費負担」と記入し、公費負担額を記入します。
- (ク) 選挙運動に関するすべての支出を、費目ごとに区分して明記してください。各費目の区分及び具体例は、次のとおりです。

【人件費】

市選管に届出をした選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者並びに労務者に対する報酬が考えられます。なお、支給できる報酬額等には制限（48～51頁参照）がありますので注意してください。

【家屋費】（選挙事務所費と集合会場費等に区分すること。）

選挙事務所費には、事務所本体の建設費や借上料のほか、机等の備品の借上料、電話を取り付けたときの架設費用等があります。

集合会場費等には、主として個人演説会場の借上料が考えられます。

【通信費】

電話料、事務連絡用の郵送料等があります。電話については、架設費は選挙事務所費の中に区分し、通信費としては電話の借上料と通話料を計上します。

なお、選挙運動用通常葉書の郵送料は算入しません。

【交通費】

選挙運動員、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者

及び要約筆記者並びに労務者の電車賃、バス賃等が主なものです。

【印刷費】

選挙運動のために使用するポスター、選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラ等の印刷費が主なものです。

なお、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの印刷費は、公営の対象となる場合もすべて算入します。

【広告費】

選挙事務所、選挙運動用自動車（船舶）、個人演説会場に掲示する立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機、新聞広告等の費用があります。

【文具費】

紙、筆記用具その他選挙事務所において使用した消耗品代等があります。

【食糧費】

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の代金や、選挙運動員、選挙運動のために使用する事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者並びに労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等があります。（この場合の制限については、26頁参照）

【休泊費】

休憩及び宿泊に要した費用です。

【雑費】

電気、灯油、ガス、水道代等の光熱水費があります。

- (ケ) 第1回報告後の報告にあつては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額を合わせて「総額」欄に記載してください。
- (コ) 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において2以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。

X 選挙終了後の手続等

1 当選人

(1) 当選の告知及び当選証書の付与（法101の3②, 105）

当選人が定まったときは、市選管から、当選人に当選の旨を告知します。

この場合、(2)又は(3)の場合に該当しない限り、当選が確定します。

そして、市選管から、当選証書を付与します。（2頁参照）

(2) 請負等をやめない場合の当選人の失格（法104）

当選人で、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する、浅口市との請負関係にある者（議員であって個人による請負の場合、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が300万円を超えない者を除く。）は、当選を失うことがあります。この請負関係にある者は、すみやかにその請負をやめ、かつ、当選の告知を受けた日から5日以内に、その請負関係を有しなくなった旨を市選管に届け出ないと、当選を失います。

(3) 当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例（法103）

当選人で、兼職禁止の職にある者は、当選の告知を受けた日に、その兼職禁止の職を辞したものとみなされること等の特例規定があります。

2 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178）

何人も、選挙の期日（無投票の場合は、その告示日）後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることができません。

(1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。

(2) 自筆の信書及び当選（又は落選）に関する祝辞（見舞）等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画以外に、文書図画を頒布し、又は掲示すること。

(3) 新聞紙又は雑誌を利用（つまり広告）すること。

(4) 放送設備を利用して放送すること。（「放送設備」には、テレビ、ラジオをはじめ、有線無線の一切の放送設備が含まれます。）

(5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。

(6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

(7) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名や政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

3 交付資材の返還

候補者は、選挙運動期間を経過したとき、又は立候補を辞退したときは、次の資材を、市選管に返還しなければなりません。なお、返還期限は、4月27日としますので必ず返還してください。

返 還 対 象 資 材	数 量
選挙運動用自動車（船舶）表示板	1 枚
選挙運動用拡声機表示板	1 枚
街頭演説用標旗	1 枚
自動車（船舶）乗車（船）用腕章	4 枚
街頭演説用腕章	11枚

4 選挙運動に関する収支報告書の提出（法189）

出納責任者は、選挙の期日から15日以内（4月27日まで）に、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出につき精算のうえ、収支報告書を、市選管へ提出しなければなりません。

精算後生じた寄附及びその他の収入並びに支出については、それらがなされた日から7日以内に提出しなければなりません。

5 供託物の取扱い（法93, 令93）

(1) 供託物が返還される場合

ア 候補者の得票数が、一定の数（以下「供託物没収点」という。）に達する場合
 当選した場合はもちろん、落選した場合にも、供託物没収点以上の得票を得た場合には、供託物が返還されます。

（参考）供託物没収点は、次のように計算されます。

（市長選挙の場合）

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

（市議会議員選挙の場合）

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票の総数}}{16 \text{ (定数)}} \times \frac{1}{10}$$

イ 無投票当選の場合

ウ 候補者が、選挙期日の投票開始時刻（投票所を開くべき時刻）までに死亡した場合

エ 法第103条第4項の規定により、候補者が、他の選挙の当選人となったため候補者であることを辞退したものとみなされるに至った場合

オ 選挙の全部が無効となった場合

(2) 返還の時期

ア 前記(1)のア、イ、オの場合は、選挙及び当選の効力が確定した後、返還を請求することができます。

つまり、異議を申し出ることができる期間中、出訴期間中及び争訟継続中は、返還を請求することはできません。

この場合の返還の時期については、選挙長から通知されます。

イ 前記(1)のウ、エの場合は、直ちに、返還を請求することができます。

(3) 返還の請求の方法

ア 選挙長から、候補者届出書に添付して提出した供託書の返還を受けてください。また、供託物が没収されない旨の証明書の交付を受けてください。

選挙長に供託書の返還を請求するときは、候補者届出書に使用した印鑑（使用していない場合は不要）及び前記(2)のアの選挙長からの通知書を、市選管に持参してください。

なお、代理人が市選管に来る場合は、併せて委任状を持参してください。（立候補届出の際に委任状を提出している場合は、改めて提出する必要はありません。）（8頁参照）

イ 供託物の返還は、法務局等にアの供託書及び証明書を提出して手続をすることになっています。

その手続の詳細については、法務局等でお尋ねください。（12頁参照）

(4) 供託物が没収される場合

ア 候補者の得票数が、供託物没収点に達しない場合

イ 候補者が、候補者であることを辞退した場合

ウ 法第91条第2項の規定により、候補者が、公務員等となったため候補者であることを辞退したものとみなされるに至った場合

エ 法第86条の4第9項の規定により、立候補の届出が却下された場合